令和2年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第2号 令和2年3月5日(木)

応招議員(14名)

1番 吉 田 耕 大 君 2番 佐 藤

3番 赤 間 茂 幸 君 4番 大 友 三 男 君

牧

君

君

君

優

人

5番 佐藤 千加雄 君 6番 田 中 みつ子 君

7番 熱 海 文 義 君 8番 石 川 壽 和 君

9番和賀直義君 10番高橋重信君

11番 石 垣 正 博 君 12番 千 葉 勇 治 君

13番 若 生 寛 君 14番 石 川 良 彦 君

出席議員(14名)

1番 吉 田 耕 大 君 2番 佐 藤 牧 君

3番 赤 間 茂 幸 君 4番 大 友 三 男 君

5番 佐藤 千加雄 君 6番 田 中 みつ子 君

7番 熱 海 文 義 君 8番 石 川 壽 和 君

9番和賀直義君 10番高橋重信君

11番 石 垣 正 博 君 13番 若 生 寛 君

14番 石川良彦君

鎌

斎

田

藤

光

雅

欠席議員(1名)

保健福祉課長

学校教育課長

12番 千 葉 勇 治 君(午後から出席)

地方自治法第 121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長 田中 学君 副町長 武藤浩道君

教育長 鳥海義弘君参事 残間俊典君

特命参事 千葉伸吾君 総務課長 浅野辰夫君

財政課長 熊谷有司君 まちづくり政策課長伊藤義継君

税務課長 武藤弘子君 町民課長 千葉 昭君

君

君

彦

農政商工課長

社会教育課長

高

菅

橋

野

直

地域整備課長 三 浦 光 君 会計管理者 遠 藤 努 君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 髙橋将吾

議事日程第2号

令和2年3月5日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔3人 5件〕

◎一般質問通告順

5. 9番 和賀直義 議員

6. 7番 熱海文義 議員

7. 1番 吉田耕大 議員

日程第3 議案第4号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する

条例の制定について

日程第4 議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

の制定について

日程第5 議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正

化等を図るための関係法律の整備に関する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制

定について

日程第6 議案第7号 大郷町庁舎建設基金条例の制定について

日程第7 議案第8号 大郷町高齢者外出支援事業条例の制定について

日程第8 議案第9号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改

正について

日程第9 議案第10号 大郷町職員定数条例の一部改正について

日程第10 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第12号 大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正に

ついて

日程第12 議案第13号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に

関する条例の一部改正について

日程第13 議案第14号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部改

正について

日程第14 議案第15号 大郷町企業立地促進条例の一部改正について

日程第15 議案第16号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改

正について

日程第16	議案第17号	大郷町保育園条例の廃止について
日程第17	議案第18号	大郷町老人ふれあいの家の指定管理者の指定に
		ついて
日程第18	議案第19号	令和元年度大郷町一般会計補正予算(第8号)
日程第19	議案第20号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予
		算(第4号)
日程第20	議案第21号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算
		(第3号)
日程第21	議案第22号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正
		予算 (第3号)
日程第22	議案第23号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算
		(第4号)
日程第23	議案第24号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補
		正予算(第5号)
日程第24	議案第25号	令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計
		補正予算(第4号)

日程第25 議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予

日程第26 議案第27号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第5

算(第2号)

무)

日程第27 議案第37号 財産の無償貸付について

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔3人 5件〕

◎一般質問通告順

5. 9番 和賀直義 議員

6. 7番 熱海文義 議員

7. 1番 吉田耕大 議員

日程第3 議案第4号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の制定について

日程第4 議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について

日程第5	議案第6号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正
		化等を図るための関係法律の整備に関する法律
		の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制
		定について
日程第6	議案第7号	大郷町庁舎建設基金条例の制定について
日程第7	議案第8号	大郷町高齢者外出支援事業条例の制定について
日程第8	議案第9号	大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改
		正について
日程第9	議案第10号	大郷町職員定数条例の一部改正について
日程第10	議案第11号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第12号	大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正に
		ついて
日程第12	議案第13号	大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に
		関する条例の一部改正について
日程第13	議案第14号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
		事業の運営に関する基準を定める条例の一部改
		正について
日程第14	議案第15号	大郷町企業立地促進条例の一部改正について
日程第15	議案第16号	大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改
		正について
日程第16	議案第17号	大郷町保育園条例の廃止について
日程第17	議案第18号	大郷町老人ふれあいの家の指定管理者の指定に
		ついて
日程第18	議案第19号	令和元年度大郷町一般会計補正予算(第8号)
日程第19	議案第20号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予
		算 (第 4 号)
日程第20	議案第21号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算
		(第3号)
日程第21	議案第22号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正
		予算 (第3号)
日程第22	議案第23号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算
		(第4号)
日程第23	議案第24号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補
		正予算(第5号)
日程第24	議案第25号	令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計

補正予算(第4号)

日程第25 議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予 算(第2号)

日程第26 議案第27号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第5 号)

日程第27 議案第37号 財産の無償貸付について

午前 10時00分 開議

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署 名議員は会議規則第110条の規定により、3番赤間茂幸議員及び4番大 友三男議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(石川良彦君) 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番和賀直義議員。

9番(和賀直義君) おはようございます。9番和賀でございます。

町長の施政方針を拝聴し、その中から大綱2点について質問いたします。

1点目、台風19号災害の復旧・復興についてでございます。

12月の定例会、臨時会、全員協議会、特別委員会等で状況の説明がありました。いよいよ芽吹きの春が感じられる季節になり、春の農作業、田植えが目前に迫ってきましたので、改めて最近の状況を確認いたします。

- (1) 町道・河川などの公共施設、田・水路・農道などの農地・農業 用施設の復旧時期を伺います。
- (2) 仮設住宅の「被災者支援相談員」の活動状況及び団地内の自治会としての活動が大切と考えますが、自治会設立に対する町の考えを伺います。

- (3)被災した家屋の公費解体事業の状況は。また、物置も対象にすべきと考えますが、所見を伺います。
- (4)強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型) の農業機械復旧・農業ハウス復旧の申請は締め切られましたが、追加の 対応はできないのか伺います。
- (5)「大郷町復興再生ビジョン」を早急に策定すると施政方針でうたっております。総合計画との整合性をどのようにするのか、また業者に作成依頼しているが、町民、特に将来を担う若者の意見はどのように反映させるのか伺います。

大綱2点目、「大郷町総合計画の町民が安心して暮らせる健康なまち」 の施策について。

- (1) 重点とする政策と課題を伺います。
- (2)「ふれあい号」の利用は2日に1回、月に10回と制限されているが、より以上の希望に対してはどうするのか伺います。
- (3)令和2年度に中学校のトイレの洋式化が計画されておりますが、 道の駅や公共施設等(保健センター、ふれあいセンター21)のトイレの 洋式化の計画を伺います。
 - (4)認知症対策について。
 - ①具体的施策について伺います。
 - ②「チームオレンジ」の整備を提案するが、考えを伺います。

(チームオレンジは、認知症サポーターを中心に近隣でチームを組み、 見守りや外出支援などを行う。)

③研修の受講や支援活動への参加に対し、ボランティアポイントを付 与する仕組みを設けてはいかがか伺います。

通告書には④となっていますが、一応これ認知症とはちょっと離しまして、(5)として高齢者のASV(自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ先進安全自動車)、最近はサポカー、サポカーと呼ばれているようでございます。これの購入補助金の創設をする考えはないか伺います。

(生活の足として車が欠かせない高齢者が多い。また、雇用拡大も進む中、車に乗る機会の増加も予想される。)

以上、大綱2点について質問いたします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの和賀議員の質問にお答えをしたいと思います。

(1) については、現在、災害の復旧に向け、全力で対応していると ころでございます。

まず、公共施設関係では、国の災害対象事業は、災害査定が終了して おり、工事発注に向け準備を進めているところであります。また、町の 単独事業については、随時工事を行ってございます。

次に、農地・農業用施設関係ですが、国の災害対策事業は公共施設と同じように災害査定が終了しており、工事発注に向け準備を進めているところであります。また、町単独事業についても、まずは用水路の確保を優先的に行っており、それとあわせて農道等の復旧も行ってございます。受益者分担金が伴う農地の復旧については、耕作者等と協議が整った方から順次復旧工事を行っております。

今回の台風19号被災については、規模が全町にわたり、被害もかなり 大きいことから、また河川の復旧については渇水期となりますことから、 最終的には工事期間は令和3年までずれ込むことも予想されてございま す。

- (2) でございますが、仮設団地の入居者の方は団地転入後にも従前 の行政区に所属していることから、新たに自治会を設立する意向は持た ないこととしてございます。町としても、これを尊重したいと考えてお ります。
- 一方、入居者全員による顔合わせ会を開催し、それに団地の代表者を 選出しておりますので、現在はこの方を中心に団地内の交流も図られて いるようであります。
- (3)の公費解体については、申し込み期間が令和2年4月30日まで としておりますが、2月28日現在、公費解体23件、自費解体1件の申請 がございます。

物置や作業場などについても、母屋にあわせた解体であれば国の補助 事業の対象となります。公費解体が可能となってございますので御心配 ないと思います。

(4)については、昨年12月中に2回の説明会を実施し、申請受け付けを1月7日から17日までとし、実施したところであります。その後に相談を受けた場合には、国・県にその都度確認しながら、可能な限り対応しているところであります。

今回の災害に関する支援交付金については、令和元年度事業ということもあり、今現在は追加受け付けの対応はできない状況にございます。 また、国・県の補助なしでの町単独の事業費の捻出については、町の財 政も厳しい状況下にございますので、御理解をいただかなければならな いと思います。

(5)の復興再生ビジョンについては、町全体における災害概要や復興に向けた課題などの整理とともに、今後の復興再生の方向性と政策の策定を行うものであり、特に中粕川地区については、地域活力の維持や防災力向上のため、インフラ整備などのまちづくり計画も必要と考えてございます。

ビジョンの策定に当たっては、住民意向の反映が不可欠であり、特に 堤防復旧後のまちづくりについては、中粕川地区の方々と対話を重ねな がら進めてまいりたいと考えております。

また、総合計画については、今後、後期計画期間に入ることから、ビジョンを含めた他の計画との整合性を図りながら見直しを進めてまいる所存であります。

次に、大綱2の「町民が安心して暮らせる健康なまち」の施策の答弁 をいたします。

(1)の重点とする施策については、1つ目として各種健診と健康づくり事業、2つ目として医療介護予防事業、3つ目として社会福祉の充実であります。課題としては、検診等の受診率や各種事業への参加者の伸び悩み、急速に進む少子高齢化によるニーズの多様化が挙げられてございます。

町では、第8期介護保険事業計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定作業を進めており、アンケート結果から得られた情報の集約、分析を行い、課題等について各種事業や支援につなげていきたいと考えております。

- (2) のふれあい号については、みずからの交通手段を持たない方への外出支援事業で、利用者の登録料のみで週に2回ほどの御利用が可能でありますことから、利用ルールの中で御利用いただきたいと思います。
- (3)の道の駅については、内部1階の男女トイレは全部洋式化が進んでございます。2階及び外部の男女トイレについては、それぞれ洋式トイレを1台ずつ設置しているところでございます。また、保健センター、ふれあいセンター21につきましても1台ずつ設置しているところでございます。

道の駅外部のトイレ、保健センター、ふれあいセンター21のトイレ洋 式化整備については、公共施設等個別整備計画において令和4年度以降 の改修を計画してございます。 次に、(4)の認知症対策についてでございますが、①の具体的施策については、認知症サポーター養成講座や認知症予防についての出前講座、「オレンジ新聞」の発行による予防も含めた周知を行っております。また、軽度認知障害のある方に、認知症初期集中支援チーム活動により適切な支援につなげているところでございます。

②の「チームオレンジ」の整備については、先ほど申し上げたように 現在認知症についての正しい理解の啓蒙活動を行ってございますが、ま だまだ十分な周知とまでは至っていないのが現状であります。まず、認 知症に対する正しい知識を持つ住民をふやすことと、認知症サポーター のフォローアップを行っていくことが必要であると考えております。

③のボランティアポイントの付与についてでありますが、これまでも 提言いただいて検討する旨お答えしてございますが、結論には至ってお りません。参加者へのインセンティブの1つと考えますが、今後も検討 してまいりたいと思います。

(5)についてでありますが、高齢者運転の方々には公共交通機関である「住民バス」や4月から本格運行する「ふれあい号」をぜひ生活の足として御利用いただきたいと考えております。先進安全自動車の購入補助金制度を創設する考えは、ただいまでは特に持っておりませんので御理解をいただきたいと思います。以上であります。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 全項目にわたって回答いただきましたことにありがとう ございます。順次再質問させていただきます。

まず、(1)の復旧時期でございますが、河川等の復旧に関しては渇水期にやらざるを得ないということは理解してございます。これまでもいろいろな会議の折に、春の農作業には何とか間に合わせたいという回答をいただいてございます。それも単なる意気込みではなくて、回答している課長の顔色とか声の確信からかなり中身が濃いなと私なりに感じていまして、再度、その辺の状況を伺います。農地等の災害箇所が非常に大きいということで、今までの報告で238件の農地の災害箇所があったということで、1月、2月、この238件のうち、どれくらい今終了しているのかどうか教えてください。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

まず、春の耕作時期に間に合わせるように現在全力で対応していると ころでございます。こちらといたしましても、農家の方に御迷惑のかか らないように頑張っているところでございますが、後から出てくる部分 もございますので、何とかそういったものも対応できるようには努力し ているところでございます。

農地災害につきましては、皆様から現地を確認していただきたいということで258件ほど申請をいただきました。それに基づきまして、町のほうで業者と一緒に現地を確認したところ、171件の方が町の事業でお願いしたいということで現在手配をいたしまして、農地につきましては復旧を順次進めているところでございます。以上です。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 171件を今現在手配したよということで、258件の、171件 から外れたところは、これは被害に遭った方は納得していらっしゃるの か、それとも被害の金額が少ないから外れたのか、その辺のところの内 訳を教えていただきたいなと思いますが。

議長(石川良彦君) 地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

見積もりを出した内容につきまして、地権者の方がこのぐらいであればやれるということでいただいた方が171件でございまして、それ以外の方につきましては、お金払うんだったら自分でやったほうがいいとか、こんなにかかるんであればやらなくていいというような方がいらっしゃいます。人によりましては、再度、現場を確認していただきたいという方もおりましたので、その辺につきましては、業者と地域整備課のほうと地権者で確認しまして対応してございます。以上です。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 被災された方が納得して進めていると理解してございます。そして、今現在、もう終わったという箇所というのはあるのか。それと、あとそれからどうしても何カ所は無理だというような箇所はあるんですか。

議長(石川良彦君) 地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

171件につきましては、今週より始めたところでございまして、まだ具体的に終わった箇所の把握についてはしてございません。申請いただいた171件につきまして、できないというような箇所はございません。以上です。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) わかりました。申請した件に関しては全てできるという

自信と確信に満ちた答弁をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)番の仮設住宅の自治会を設立する意向はないというのは答弁でございました。今、被災者支援相談員はたしか2カ月くらいもう活動しているんじゃないかなと思うんですけれども、その活動内容と今後どういう方向に持っていくのか、説明していただきたいんですが。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

まず、被災者支援相談員の活動状況でございますが、まず活動については、2月1日から活動しております。

それで、最新の報告によりますと、2月1日から2月13日までの報告でございますが、訪問件数、仮設・みなし・在宅被災者合わせて51世帯を訪問しております。こちらは実際会うことができた件数となっております。

活動内容については、個別訪問を行い、チラシを持参し、サポートセンターや支援員の周知を行いながら個別の状況を確認し、相談の受け付けを行っております。

今現在ですが、コロナウイルスの関係で、それもある程度自粛した中で活動していただいております。今現在は、サポートセンターの談話室のほうに設けておりますが、そちらのほうで相談受け付けしていますよということで、そちらのほうを展開している状況です。

今後につきましては、各種団体等々と連携しながら、サロンだったり、 そういった事業を展開していきたいと思います。

あと、なお自治会といいますか、仮設の方々の自主的な活動でラジオ体操を始めたという話も伺っております。以上でございます。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 相談員の資格要件というのは何かあるんですか、これは。 議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

特にございません。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 今、仮設、まだ入って間もないからかもしれませんけれ ども、東日本大震災のときは、いろいろな仮設で2年間だけじゃなくて 長期にいるようになって、それで孤独死が発生したりとかそういうもの があったということも報道で伺っているんですけれども、自治会も今回 は今の各行政区、あそこの中には中粕川とか土手崎、三十丁、東成田、 鶉崎と4つの行政区が入って、ほとんどは中粕川で、あとは1世帯とか その程度に入っていると思うんですけれども、今、その団地の中でいろ いろな独特な活動する。今、ラジオ体操を始めたよと。あと、またいろ いろその周辺の、例えば、道路の清掃をしましょうとかそういう自治会 があると、そういう内容がやれるようになってくるんじゃないかなと。 まだ2年で終息できればいいんですけれども、その辺もどうなっていま かちょっとわからない要素になってきますので、ある程度長い目で見れ ば、確かに現状の各行政区からやってもらうというのは、それはそれで いと思うんですけれども、やっぱりどうしてもそこで住まわれた人た ちの将来を考えた場合には、ある程度、自分たちでコミュニティーをつ くったりとか、あと自分たちの生活環境の向上のためにやっぱり自分た ちの中で議論するというか、そういうのをつくり上げていくことが非常 に大事なんじゃないかなと私なりに思っているんですけれども、この件 に関してちょっとどう考えているか伺います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) お答えいたします。

仮設団地入居後、即、自治会設立をどうするかということについて、中粕川、土手崎、東成田の区長、役員さん方、そして仮設団地に入居されている代表的な方々と団地内で打ち合わせを行いました。そこには私も参加させていただきましたけれども、そういった中で、やはりそれぞれ従前の行政区のほうで団地に入居している人も、場所は離れていてもお世話したいと、つながりは持ちたいということでございましたので、あえて独立した自治会を形成することではなくて、とりあえず団地の代表者の方を立てていただいて、1回目の入居者全員による顔合わせ会を12月中に実施して、その後、盛んな交流会、餅つきなんかも新聞に大きく掲載されてございましたけれども、そういったことで団地内の交流が図られておりますし、なおさら町で立てております被災者支援相談員なんかで行政としてもサポートしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 各行政区からサポートするような体制をとっているから 大丈夫だよということでございます。それはそれでわかるんですけれど も、例えば、ほかからこういう行事をしたいよと、またいろいろなNP Oの団体から仮設の中でいろいろ行事をしたいんだけれども、その場合 に受け皿として受けてくれる組織といいますか人というか、そういうのは今どうなっていらっしゃるんですか。そっちのほうが何となく今はっきりしていないんじゃないかなという心配しているんですけれども、どうなんでしょうか。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) その点につきましては、仮設団地の代表者の方々が中心になって、今現在も、例えば、日本インターナショナルサポートプログラムの団体のほうでのサロンなり、あとは鍼灸マッサージプロジェクト、あるいは町内の組織でも健康体操をしていただいたりとか理美容のボランティアとか、いっぱいサポートというかいろいろなことをしていただいている団体とはつながりを持ちながら、そういった事業が活発に展開されている状況にございます。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

- 9番(和賀直義君) わかりました。いろいろ体制をとられてやっていらっしゃるということを理解いたしました。
 - (3)の公費解体の状況でございますが、物置の母屋にあわせた解体 であればもう可能だから心配する必要ないよという答弁でございました。 了解しました。

申し込みの期限なんですけれども、さっき町長の話で4月30日ということ、そう伺ったんですけれども、それは町のホームページではまたもっと短い、いつだったか、それは昔のままの締め切りが直っていないんです。今の4月30日、例えば、4月30日までに申し込みできればいいんですけれども、いろいろな堤防の計画等もあわせながら皆考えていると思うので、例えば、4月末までに決断できないよといった場合に対しての対応はどうなるんでしょうか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

まず、被災者の方の要望に沿った対応ができるように最大限の配慮を してまいりたいというふうに考えております。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) ということは、4月末にはこだわらないという捉え方でよろしいですか。

議長(石川良彦君) 町民課長。

町民課長(千葉 昭君) お答えいたします。

現在のところ、4月末ということでございますが、今後の状況を見ま

してそれが延びる可能性もあるものと考えております。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 締め切りに関しては柔軟に対応するよと捉えましたけれ ども、それでよろしいんですね。

4番は、追加対応はできないよという答えでございました。

5番目の復興ビジョンの策定でございますが、これもけさの新聞にも 載っていましたけれども、総合計画との整合性というのはどういうふう に捉えればよろしいんですか。町の計画はもう総合計画がトップだよと。 そして、今回の復興ビジョンは短期的に中粕川を中心のビジョンになる ということなんですか、これは。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

総合計画については、当然、町の最上位の計画でございます。答弁に もありましたように、令和2年度から後期計画期間に入るということの 中で見直し作業を進めることとしております。

復興再生ビジョンについては、今回の東日本台風においての災害の復興というものを優先に考えたものでありまして、その中において中粕川地区のまちづくりも取り上げていくものでございます。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) それ見ないとなかなか私もイメージちょっと湧かないんですけれども、町で総合計画を策定するときに、多分、1年かけてつくったはずなんですが、一番最初に、若い役場職員の係長とかそこから意見を聞いて、あと各地区22行政区を回って意見を聞いて、そして1年がかりでつくったと、このようにそういう記憶してございます。

そして、今回も後期の分を見直しするよということで答弁もいただいたんですけれども、やはり町の将来をするには、若者の意見を取り入れるということが非常に大事だと思うんです。前回も総合計画をつくったときに、初めに町の若手の職員とか係長から意見を聞いたと。そして、各行政区を回ったと。各行政区を回ったときには、余り若い人たちの姿というのは残念ながら見られないんです。ですから、若い人の意見を取り入れるために今何か考えている方法といいますか、その辺は何かございますか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

現時点で、それに関しての具体的な方策はございませんけれども、令

和2年度からの政策審議会を今現在募集している状況でございます。それに関しても若い方々にぜひ参加していただきたいと思っておりますし、仮に、応募が各行政各1名という定員でございますけれども、応募がなかった場合には、各行政区の中でそういった調整も図っていただければなと考えております。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 政策審議会の中に若者を入れるよという答弁だと捉えた んですけれども、ぜひ何割くらい、いろいろ目標を持っていらっしゃる のか、その辺はどうなんですか。何名くらいを入れようとしていますか。

議長(石川良彦君) まちづくり政策課長。 まちづくり政策課長(伊藤義継君) お答えいたします。

それぞれの年代ごとの割合等については特段考えておりません。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 特段考えていないということなんですけれども、特段考えていなければ、そのほかにやっぱり若者、いろいろな青年団の意見を聞くとかそういうような場も設定すべきだと思うんですけれども、行政区からの人数をただ待っていただけでは、その中に何人入ってくるからちょっとわからないので、その辺のところも考えていただきたいなと思いますけれども、所見を伺います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 政策審議会を十分尊重するためには、町のほうから審議会に提案する内容が、審議会の皆さんが本当に検討しなければならない内容にあるのかないのかというところから今回入ってまいりたいと考えてございますので、特に若い人たちの場合には、18歳から今選挙権を得る、そういうこれから社会に出る、町から飛び出す、飛び立っていく、そういう層の皆さんから真剣に育ったこの町の現状と今後の課題についてしっかり聞き取る必要があるというふうに考えておりますので、若い人ほど斬新な考えもあろうかというふうに期待をしているところであります。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 町長の若い人に期待をしているというのはもう十分伝わってございますので、若者をやっぱり、何といいますか、若い人が育っていくところは永遠にそのまちも発展すると私も思っていますので、ぜひ声を吸い上げる努力をやっていただけるようお願いいたします。

大綱2点目の4番の認知症対策について再質問させていただきます。

今現在、まだまだ認知症への認知が少ないかなということで、もっとサポーター、認知症に対して教えていくというか、そっちのほうをまだやっていますよということでございますが、今、現に大郷町としてのサポーターの数もかなり多くなっていると思うんです。今、どれくらい数、サポーターの数となっていますか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

今現在、444名の方が講習を修了しております。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) そして、これ何名にしようという目標は持っていらっしゃいます。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (鎌田光一君) 目標設定については、今現在ございません。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 444名とかなりの数がもうサポーターになっていて、実際、大郷町の議員も1回、皆、講習会受けていますからサポーターなんですよね。私も地元に帰ればサポートの1人なんですけれども、ただし、サポーターになっただけではなかなか自分の仕事を何やっていいかというのがわからない。そういう意味で、今回、自分の地域で3人くらいチームになって、その地域で中心になって動いてもらえるような、そういうものをつくりたいなということで今回提案したいんですけれども、今、現に老人クラブの方も一生懸命やろうとしているんですよ。それにチームをつくって、地域で、近所で認知症の手助けをするチームをつくって、そして、それをさらに永遠に継続的にやるためには、やっぱりボランティアのポイント制度を付与して、そういうふうにやるのが非常に大事なんじゃないかなと思うんです。

そして、たしかボランティアというのは、返りの効果というかそういう期待しないでやるのがボランティアなんですけれども、そんなに多いものをポイントとしてあげるわけではないので、それには入らないと思うんですけれども、やっぱり最終的に長期間続くためには、やはりポイントを与えて、そういう制度をつくってやることが大事なんじゃないかなと思いますけれども、課長の考えをちょっとお聞きします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおりボランティア精神ということで、長く続くよう

な施策としてやっていくことでボランティアということであるんですけれども、そのとおりでございますが、やはりポイントとなりますと、それを付与する、付与しないで状況が変わることがあるのではないかとひとつ考えております。

そういったことで、ポイントにかわる何かがあるのかと言われますと、 今現在、それを模索中でございまして、ですので、ポイント制度に関し ても今後、その1つとして考えて検討していきたいと考えております。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) ぜひ、検討してほしいなと。そして、特にボランティア に関しては、社協が今まで中心になってやってきているわけですよね。 そして、今回、新たに仮設住宅の相談員というのが発足して、これも多 分社協に委託しているわけですけれども、だからあえて社協としての新 たな相談員の方に、そういうボランティアポイント制度を企画というか 考えるというか、そういうテーマを与えて提案してもらうというのが、 これは非常に費用も有効に使えていいんじゃないかなと思うんですけれ ども、こういう考えに対して課長はどう思います。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

社協とも協議しながらちょっと検討させていただきたいと思います。 議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) ぜひ、進めていただきたいなと思います。

最後の先進安全自動車の購入補助金の件なんですが、今はサポートカー、サポカーと呼ばれていまして、これ国のほうでもうやるよということなんです。新しい車を買う場合には、最大10万円の購入支援するよと、中古車には幾ら、あとそれから後づけに対しては2万円とか4万円とか、そういうのを国が先行して動いている、また東京も先行しているということでございます。

そして、後づけの場合、大郷町の場合もやっぱり住民バスを利用してくれ、ふれあい号、これはこれで利用できる人はいいんですけれども、まだそれではやっぱり物足りないよと、できるだけ自分で行きたいときに行きたいんだという人が結構多いんです。私もその1人なんですけれども。その場合に、こういう国で新しいサポーターの補助金制度もスタートすれば、後づけの場合に、大郷町のそういう車の整備工場の方々と連携しながら、大郷町でも国の補助に上乗せしてやるよということで、町の車の修理関係をしている工場の皆さん方、要するに商工会と連携を

とりながらこういうサポカーの補助金制度を展開していくということは、 非常に町の経済にとってもいいなと思うんですけれども、この辺に関し て所見を伺います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) お答えいたします。

先ほど町長答弁したとおりにはなりますけれども、サポカー補助金につきましては、国の令和元年度の補正予算にも盛り込まれまして3月9日から受け付け開始となっているようでございます。そういった補助事業の中にも後づけのそういった安全装置の補助事業もあるという中で最大4万円といったところでございますので、それを、国の補助金制度をまず活用していただきたいというふうなこともありまして、今現在、町のホームページのほうにもそれを紹介するページを設けてございますので、そういったことで御理解いただければなと思ってございます。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9番(和賀直義君) それは、国のあれはわかったんですけれども、それに便乗して町の修理工場の人たちとも連携しながらやれば、もうちょっと経済のほうにも発展するんじゃないかなということで提案しましたので、この辺も検討していただくということでよろしくお願いします。 以上で終わります。

議長(石川良彦君) これで、和賀直義議員の一般質問を終わります。 次に、7番熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) それでは、通告に従いまして7番熱海が質問させていた だきたいと思います。

令和2年に入りまして、連日、新型コロナウイルスの現状なり対策なり報道されていますが、東北地方には3月ちょっと前までは入っていなかったんですよね。ダイヤモンドプリンセス号から下船された方が1人、宮城県で受け入れをして1人感染したという状況がございます。けさの段階では、日本では1,035人、ダイヤモンドプリンセス号以外では300人ぐらいの方がもう感染されているという状況の中で、この対策について町の対策をお伺いしたいと思います。

1番、町の感染予防対策はどのようにしているのか、お伺いをしたいと思います。

2番、県内でというこの質問状をつくったときにはまだいなかったものですから出したんですが、1人発生したということで、町内で感染者が発生したときの対策をお伺いしたいと思います。

3番、現在の病院の受け入れ体制は大丈夫なんでしょうか。

4番、マスク、アルコール消毒などの確保はどうなっているのか、お 伺いをしたいと思います。

5番、町民への情報提供はどのように行っていくのか、お伺いをした いと思います。

大綱2番、今、和賀議員さんもお伺いしましたが、台風19号が名前つけられまして東日本台風となりまして、その災害の復興についてお伺いをしたいと思います。

1番、道路などの復旧工事がおくれていると思いますが、特に県道については大変おくれている状況の中でもっと強く要請すべきと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

2番、土地改良区内の農業施設は工事着手していないようだが、春の 農作業に間に合うのかどうか、お伺いをしたいと思います。

3番、春作業に間に合わないと考える町民が個人で修繕した場合の補助金などの支援はあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。以上でございます。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) ただいまの熱海議員の御質問にお答えしたいと思います。

1つ目の新型コロナウイルス対策についての(1)の感染予防対策については、2月初めから防災無線で、個人でできる感染予防の周知を行い、また2月17日に町の対策本部を設置し、対策等について検討を進めてございます。現在は、情報収集を行い、最新の正しい情報の提供に努めるところでございます。また、公共施設や公共交通機関での感染対策については、これまで同様に徹底するよう指示したところでございます。

- (2)の町内での感染者が発生したときには、国・県等の関係機関と連携しながら対応してまいります。政府から要請されているとおり、町での感染拡大防止のための町内での大規模なイベントや事業等の中止や規模縮小の実施を決定してございます。また、各種団体などに対しては、不急の集会等の自粛要請なども検討してございます。
- (3)については、現在の国における対処方針では、感染者等の対応 は指定医療機関のみとなってございます。受診方法等も含めた医療体制 については、今後、方針が変更となることも視野に入れ、最新情報を速 やかに提供できるよう準備を進めてまいります。
- (4)のマスク、アルコール消毒液などについては、町で一定量の備 えはございますが、さらに確保に努めてまいります。

(5) については、広報、防災無線、ライン、ホームページなどあらゆるチャンネルを通し、町民への最新情報の提供に努めてまいります。

大綱2の東日本台風災害の復興についての(1)についてでありますが、宮城県でも国の災害査定が終了し、現在、復旧工事の発注に向けた準備を進めているところであります。歩道の陥没等により歩行者の通行に支障を来している箇所も見受けられ、町として速やかに発注し、安全確保を行っていただくよう強く要望してございますが、今後も速やかな発注・対応をさらに要望してまいりたいと考えております。

- (2)については、土地改良区管理区域内においても、国の災害対象となる箇所については、今後、町が事業主体となって復旧工事を実施してまいります。また、それ以外の水路などの農業施設の復旧については、土地改良区による復旧工事と把握してございますが、町の工事とあわせてできるものについては、土地改良区と連携を図りながら春の農作業に対応できるよう努力してまいりたいと考えております。
- (3)につきましては、今後の復旧については、本来、受益者分担金を負担していただく農業施設については費用をいただかない中で工事を行っております。ただいま、農業施設については受益者から負担をいただかないで町が負担して行ってございます。また、農地については個人復旧が原則ですが、一定の割合での受益者負担金をもって納得いただいた中での対応としてございますので、個人での修繕に対しては補助金等の支援は考えていないところであります。以上でございます。
- 議長(石川良彦君) ここで10分間休憩といたします。再質問は休憩後にお願いします。

 午前
 11時04分
 休憩

 午前
 11時13分
 開議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

熱海文義議員。

7番(熱海文義君) それでは、再質問したいと思います。

町長の答弁で、防災無線で予防を周知しているということなんですが、 防災無線の中で防災センターに問い合わせをするようにということで県 の防災センターになっているんですが、これ町での対応はできないんで すか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

まず、相談に関しては詳しい状況を聞かなければならない。それで、

その状況が、例えば、ウイルス検査等に必要な方かどうかという判断も こちらのコールセンターのほうである程度把握した中でやるようになり ますので、詳しい方がいないとだめだということで、町ではそれはでき かねます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) 県の相談センターに問い合わせしても、例えば、無症状の人も感染している可能性があるわけじゃないですか。そういう人、そこからまた次に感染する可能性があるわけです。例えば、子供が感染したり、それが無症状であって、そこから今度年寄り、高齢者にうつったりなんかする場合もあるじゃないですか。そういうことを考えると、県に問い合わせするというのは難しいのかなと。逆に、ある程度知識を持って町で対応してもらえるほうが初期段階ではいいんでないかと思うんですが、その辺はどうですか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) 一つは、今現在、ウイルス検査している方々に ついては、ある程度接触歴だったりそういったところも加味しながらや っております。そういったことも考えると、町が経由してやる場合にプ ライバシーの問題とかそういったこともありますので、直接県のほうの 相談センターにお伺いしていただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) 県の相談センターというのは、県民からの問い合わせで 十分対応できるものなんですか。その辺の情報は聞いていませんか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) 申しわけないです。その状況については聞いて ございません。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) 相談窓口がもういっぱいになって大変だったらどこに相談すればいいのと。例えば、震災になったときに電話通じないというような状況のところもあると思うんです。そういう中で、町で対応できるものは対応していただけたらなというように思うんですが、それとあわせて、2月17日に町の対策本部設置した中で最初にどのようなお話し合いがなされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) まずは、今回のコロナウイルス対策について、 基本的には新型インフルエンザの行動計画がございまして、それの計画 に基づいて職員も行動するようにということでの確認、あるいは今後の 対策についてどうしていくかということについての確認、あと情報共有 の確認を行っております。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) この対策本部、これから何回もやっていくつもりなんで しょうか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) 状況が変わり次第、行っていく予定でございます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) 1番の中に公共施設の感染症等とありますが、この中で 学校が休校になったと、3月2日からですか。いつまでの休校になる予 定なんですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

休校につきましては、3月2日から春休み前の3月24日までを臨時休業としているところでございます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) この決定は教育長のほうでやられたんですか、それとも 教育委員会のほうになるんですか。

議長(石川良彦君) 学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

国の方針を受けまして、臨時の校長会等を開きまして教育委員会として決めたわけでございます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) ある自治体は、国からの要請があってもやらないという 自治体もあります。報道等なんかで、学校を休校して家にいるのと学校 に毎日行っているのは、感染率は同じみたいです。それで、じゃあその 比率を下げるためにはどうするのとなったときに、学校は半分ずつ、例 えば、100人いる全校であれば50人、次の日、また50人という半分ずつ 学校に行って、親はテレワークで仕事するのがかなりの感染率下がると いうようにやっていたんですが、その辺は考えの中にはございませんか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。教育長。

教育長(鳥海義弘君) 要請以降悩んで、このことについては悩んだ末の対応 でございます。近隣の市町村の対応も収集して対応したところでござい ます。

まず、1番目に大事にしたのは、子供たちをとにかく守るということを第一に考えたわけでございまして、やはり学校で、小学校でいえば400人近い子供たちが集まるわけでございますので、やはり子供たちは自宅でとにかく臨時休業で自宅に待機するということが一番安全ではないかということで判断したわけでございます。よろしいでしょうか。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) 実際の中国の統計では、家庭内でうつるのが一番多いと、 逆に。だから、学校に半分ずつ行ったほうがいいんじゃないですかとい うことなんです。学校を全部閉鎖すれば安全で、家庭に戻れば、閉鎖し て家にいれば安全かといったら、そうでもないということなんです。じ ゃあ、子供のことを考えれば一番ベストなのはどうなんですかと、今言 ったようなテレビの報道があったのでどうですかということなんですけ れども、それ以上の答弁は難しいですよね、多分。

議長(石川良彦君) 答弁願います。教育長。

教育長(鳥海義弘君) やはりちょっと難しいです。といいますのは、先生方の勤務もございます。先生方、今、学校に来ている状態ではありますけれども、低学年から中学年まで、そして中学年から高学年までということを2つに分けて対応するというのは、ちょっと現実的ではないなと私は思っております。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) この自宅待機になっている子供たちに、どのような指示をなさっているのか。例えば、外に出るなとか、こういうところには行くなとか、そういうのはあるんですか。ただ自宅待機なだけなんですか。 議長 (石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

子供たちについては、メールとか、あと町の防災無線についても臨時 休業等については保護者の方に周知をしているところですが、家庭等で の学習についても、学校等からプリントやメール等で普段の生活につい ても指導していただいているところでございます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) その指導の中で学力が伸びない、1カ月も休むわけです から、1カ月どころじゃないですよね、春休み入れたら。そうした中で、 学力はどのように指示しているのか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

今回の取り組みについては、時間がない中での学校で対応していただいたわけなんですが、小中学校においても、子供たちに必要なプリントを先生方が準備してくれたり、あと先ほど申しましたメール等で、例えば、家庭での取り組みについてはこういうこともできるよという部分の投げかけを学校のほうからしてもらっているところでございます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) 今、本屋なんかでは参考書みたいなのなくなってきているというようなこともあるので、ぜひしっかりとした子供たちのケアをお願いしたいなと思います。

今、コロナウイルス、本当に毎日大変な報道になっているんですが、その中で、きょう、新たに出たのが2つの種類があるということで、L 亜型とS亜型というのがあって、L 亜型は中国のほうではやった70%ぐらいがそうだそうです。日本の国にはS亜型があって30%ぐらいだそうです。強烈なのがL 亜型みたいで、今、S型とL型といいますけれども、S型は30%ぐらいで余り昔からあるやつで大したことないと。それが今日本で流行していて、これからがL型が流行する可能性があるということの報道でした。その中で、今からS型で流行している中で、春休み過ぎに、例えば、L型来てまた流行始まったということになったときに、休校の延長は考えられていますか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。教育長。

教育長(鳥海義弘君) お答え申し上げます。

これは国・県からの指示がございますので、それに従って対応すると いう以外にないと思います。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) ぜひ、子供たちの健康が一番なので、情報が一番だと思 うんです。そこを大事にしてもらいたいなと思います。

2番目の町長の答弁で、県内、町内で発生したときには国・県と連携すると。もうちょっと前に、発生する前にこういうことをやっておきなさいというような、もっと別のやり方があるんでないかと思うんだけれども、そういうのはないんですか。発生してからでは遅いと思うんだけれども。

議長(石川良彦君) 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

発生する前の手段とすれば、やはり感染症予防、それに限るかと思い

ます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) それから、3番目の病院の受け入れというのがあるんだけれども、指定医療機関ということになっていますけれども、これは宮城県で幾らぐらいの病院数とわかっていますか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

県内ですと7病院でありまして、29床でございます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) それで、PCR検査というのがあって、そういう検査で きる施設なんかは宮城県にあるんでしょうか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

今現在、県内2カ所ということでございます。以上です。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) わかりました。

じゃあ、次にマスクとアルコールの消毒液、町では一定量を備えてあるということなんですけれども、この一定量は幾らぐらい今在庫あるんですか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

今現在、マスクが約1万7000、アルコールについては容量もありますけれども、総数で36本ということで把握しております。

議長(石川良彦君) 熱海議員。

7番(熱海文義君) この在庫のマスクやアルコールというのは、どこに提供 しているんですか。役場庁内だけで使用する分なのか、それとも、例え ば、持病を持った方々に渡すとか、どのような方法を考えているのか教 えてください。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

今現在、配付についてはございません。今後も、その辺については検討する余地はあるんですけれども、今現在考えているのは、蔓延期になった場合、対応するのが職員でございます。その在庫確保。あともう1点は、今回のコロナウイルスに関しては、高齢者、疾患者がかなり重篤になるということを聞き及んでおります。それに関して、厚労省のほう

からも高齢者施設、介護施設でのマスク、アルコール不足が発生したと きには各市町村で在庫を放出願いますということで、そういった通知も 来ております。そういったことを考えております。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) そうしてもらうとありがたいなというように思います。 そしてまた、国で今、企業から強制的にマスクを購入して北海道など に配るということになっているんですが、ほかの自治体だって困っているわけです。もっと県に要望してもらいたいんですけれども、例えば、 国で集めたのだけで北海道へ皆行ったのではほかの自治体が困るので、 その辺の要望なんかは課長、どう考えますか。

議長(石川良彦君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) 今現在は、要望活動等はしておりませんが、今後、購入不可となってはやはりある程度の支障が出るかと思いますので、 その辺は今後考えていきたいと思います。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) ぜひ、コロナウイルス、今、本当にもう大変な状況になっているというように思います。うちのほうの町には来ないだろうというようなことは考えてはいけないだろうと私は思っています。来るものとして予防対策をしっかりとお願いしたいと思います。

それでは、次の東日本台風災害についてなんですが、まず県道なんですけれども、県に対する要望が弱いのではないのかなと。もう5カ月もたって、全然、全然手をつけられていないところもあります。これ課長、どう考えます。もっと強く言ってもらわないと、歩道も壊れていて、もう自転車で歩いている子供たち、夕方になったらもう本当に危ない目しているんですけれども、その辺どうですか。

議長(石川良彦君) 地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

県道の災害復旧につきまして、国の災害の対象となるものにつきましては国の災害でやるということで、県のほうでは動いているようでございます。

しかしながら、現場を確認しますと、歩道が塞がっている状況で通学する子供たちは県道に1回出てくるような状況となっていることも確かでございます。県に対しては、危なくないような措置をとってくださいというような話は知ってございますが、今現在、ああいった状況で対応しているところございます。

それに関しましては、県のほうに確認いたしまして、3月に一般競争 入札の公告をして業者を決めて、その後に発注するというようなことで お話をいただいております。以上です。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) 3月になってからなんですね。今まではなかったんだね。 国の査定は終わっているけれども、県では動いていなかったということ ですよね。3月ですよね。今月だね。それまではなかったんだね。もっ と早くできないものなのか、県に問い合わせてできないんでしょうか。

議長(石川良彦君) 地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

県のほうでは国の災害復旧工事で実施するということでございますので、ああいう形になったかと思います。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) この間も味明川の説明会あった中で、道路が崩れて用水路が埋まっている状況も全然把握していなかったという状況があるんです。春作業もできない、それから子供たちが危ない状況を考えたときに、もう本当に早急にやらないとだめな工事だと私は思っているんですけれども、課長、もう少し、意識が薄いのではないかと思うんだけれども、本当に大変なことになっていると思うんだけれども。

後ろから来たから、町長の考えお聞かせ願いたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 地元の議員がこんなに心配して訴えているのが、宮城県の県会議員、黒川郡から2人出ている連中が何やっているんだという気合いをこの間かけたところであります。何が自民党会派だと、野党の県会議員のまちはみんなやっている、何やっているんだということで気合いを入れたんですが、今の課長の言うように国の査定が終わって、いよいよ工事を発注する業者の問題に取りかかるということでありますので、ここまで来たんだからもう少し安全確保を十分とれているのかということを町でも確認させますが、仮復旧としての対策は講じていると思いますが……。バリケードも何もないの。じゃあ、その辺も指示しますので、もう少しこの議会中に県の見解をお知らせしたいと思います。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) ありがたいお言葉をいただきました。今は、あそこはポール立っているだけです。とっても危ないんです、夜になったら。(「誰かが犠牲にならないと駄目なんだ」の声あり)それではだめなんだ。(「…

……」の声あり) 犠牲になる前に何とかしてほしいということなんでご ざいます。

このことを強く要望して、次に土地改良区の農業施設、こいつは春作業に間に合うのかどうか。こいつ、今、議員さんに言われたんだけれども、種もみ注文していて、こいつ、今度、返却なりなんなりしなきゃいけないものだから、どこまで春作業を作付できるのか、いつまで答えられるのか聞きたいんですけれども。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

復旧工事について、どの地区をいつまで完了するということにつきましてはお答えできません。しかしながら、先週より改良区のほうでも区域内の復旧工事については着手してございますので、こちらとしましては、春作業の時期までは何とか工事は完了できるのでないかと思っております。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) その災害になった水田の全部が復旧できるという予想の中での答弁なんですか。やっぱり全部できなくて来年に持ち越すようなことも言っていたじゃないですか。ことしは去年の何%ぐらい作付できる予定なんですか。

議長(石川良彦君) 地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

昨年の何%まで作付できるかということでございますが、そちらについては、大変申しわけございませんが把握してございません。中粕川地区とか土橋地区に関しては、一部かなり重大な被害を受けてございまして作付不可能な場所もございます。こちらにつきましては、地元の方と改良区を交えた中でお話はして了解いただいている部分もございます。

しかしながら、例えば、中粕川地区の幹線用水路については、それを 復旧しないと下流域の三十丁地区等の作付ができないという現状に陥っ ててございまして、そういったものにつきましては何が何でも復旧して 対応するということで、現在進んでいるところでございます。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番 (熱海文義君) でも、この間もあったけれども、もう面積把握している んじゃないのですか。組織ごとに何ぼ作付するというような用紙来てい るはずだったんだけれども。例えば、転作する内容も全部アンケート用 紙みたいなのあるちゃね。あいつにもう載っかっていて、用量わかって いるんじゃないの。どうなんです。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) お答えいたします。

転作の関係でいうことですけれども、先月に地区推進会議というものを開催しました。その際に、地区の代表の方に、各農家の方にということで今年作の実施計画書の取りまとめをお願いしているところでございます。皆様のところにも届いているかとは思いますが、今、取りまとめの最中ということになってございまして、今回、この災害を受けまして実施計画の中で作付がどうしてもできないところ、災害によりまして作付ができないところについては、別様というか違った扱いで、蛍光ペンでマーカーしてくださいということで報告を求めておりますので、そちら集計ができ上がりましたら、その辺の作付できない面積というところも確定してくるものと思っております。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) その集計はいつごろで、早い段階とはいうんだけれども、 いつまで集計するんですか。

議長(石川良彦君) 農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) こちら水田協議会の資料ということになりまして、一度農協のほうに提出をしていただくような形になって、そこからの集計ということになります。そうなりますと、3月の下旬ということになるかと思います。

議長(石川良彦君) 熱海議員。

7番(熱海文義君) 3月の下旬だと種まき終わるんでないすかは、予想で。 違いますか。そういうふうになったときに、種まきしてから作付できな いとなったときにどうするんですか。集計した結果。自分らで計画書つ くっているんだろうとは思うんだけれども。

議長(石川良彦君) 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長(高橋 優君) そちらにつきましては、各農家の皆様、農地の 状況も把握しているかと思います。そういったことも踏まえまして、実 施計画のほうは作成いただいているものと思ってございます。以上でご ざいます。

議長(石川良彦君) 熱海議員。

7番(熱海文義君) ぜひ、本当に、早急にその辺も進めてもらいたいなと。 もう日も残っていない状況ですので、もう農作業始まる段階になってい ますので、そういう取りまとめも早急に出さないと混乱する可能性があ るのでないかなというように思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと最後に、町で復旧するのにどうしても間に合わないなと判断した人がいまして、それこそ土木で使う機械を買って自分で農地を直した方もいて、こいつ個人だからというんだけれども、その人はほかの個人の田んぼも預かっていて、やっぱり作付をことし中に必ずしたいという意思の中で、町の仕事を待っていられないということで、個人で機械を買ってやっている人がいるんです。そういう人たちに幾らかでも補助を出してあげたらいいんじゃないかと、町の動きが遅いから自分らでやると言っているんだから、それにしたって少し出したって町でやれば金かかるわけですよ。その辺はどうなんですかということを聞きたかったんですが、どうですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) もうそういう箇所については、既に町がやるということ に受益者も認知されている箇所なんだということであれば、何らかの対 応策を町としても考えなければならないというふうに私は思います。

思いますが、あくまでも個人のものですから、今回、農災の国の見る分、町が見る分の持ち分についての町がやるという目的がはっきりしているということであれば、町の持ち分ぐらいのものを何とか出してくれということなんでしょう、結局は。それが1件でもまかり通ったということになったときに、どういう問題が発生するかということもあわせて内部検討して、納税者から理解されるようなお示しをしたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 熱海文義議員。

7番(熱海文義君) ぜひ、よろしくお願いします。終わります。

議長(石川良彦君) これで、熱海文義議員の一般質問を終わります。 次に、1番吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) よろしくお願いします。議席番号1番、吉田耕大。この たび、台風19号で被災された方々には早く復旧・復興を望みます。

今回、台風で大郷町のすばらしいところを僕は知りました。

1つ目は、町民の皆様の自主防災のすばらしさだと僕は思います。この大郷町の誇れる魅力だと僕も思います。災害で、被災で亡くなった方がいる中、この本町では堤防決壊という甚大な災害にもかかわらず1人も死亡者が出ていないというのは、防災の意識の高さと今までの経験だと思います。

2つ目に、行政の皆様の迅速な行動力と判断力だったと僕は思います。 堤防の修復、仮設住宅の建設といったところ、どこよりも早い行動力が 安心して暮らせるまちづくりの一つの要因だと思っております。

このたび、先輩議員の方々が災害や仮設住宅、財政等について質問していただいているので、僕は新たな政策として魅力のあるまちづくりを町外に発信できることで、災害のあった町ではなく防災に強い町大郷ということを知っていただきたいと思い、防災事業について一般質問をさせていただきます。

大綱1番、防災事業について。

防災シンポジウム、防災キャンプなどは行えないか、お伺いいたしま す。

- (1)台風19号で災害のあった堤防決壊、避難生活、自主防災を町外の方に知っていただくシンポジウムなどができないのかお伺いいたします。
- (2) 道の駅西側駐車場や縁の郷を利用し、防災訓練、防災キャンプのようなイベントはできないのかお伺いいたします。よろしくお願いします。
- 議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。
- 町長(田中 学君) ただいまの吉田議員の防災事業に対する大変熱心な質問 を承り、改めてあなたの防災意識がただ者でないなという思いをしたと ころであります。

昨年の10月12日の夜9時過ぎでございましたが、全員が各避難所に避難したという報告を受けて、どのような内容になっているのかこの目で確かめたいということで、私も雨の降る中、各避難所を回ってみましたが、そのとき、私よりも早くあなたが避難所に駆けつけていたというあの行動に対して、改めてあなたも置かれている立場をみずから理解しているんだなというそんな思いをしたところであります。

そのことについて、(1)の台風19号の災害の教訓を今後の治水対策に活かしていくために、2月に町主催による「治水セミナー」を開催し、大きな成果を得たところであります。議員提案の町外向けシンポジウムなど、今後検討してまいりたいと思います。

(2) については、台風19号の経験を今後の総合防災訓練に活かしていくため、開催場所も含めて内容を広く検討してまいりたいと思います。 防災キャンプについては、教育委員会の社会教育事業などと連携した 取り組みが可能かどうかを検討してまいりたいと思います。 この粕川地区の今回の台風に対する取り組み方が全国的に有名になって、過般、大郷町消防団が国交大臣赤羽さんから大臣表彰を受けました。 が東京に出向いて受賞してまいりましたが、このことを受けたのかどうかわかりませんが、ことしの秋11月に、全国町村会防災セミナーが総務省主催で開催されます。その際に、本町の中粕川地区の防災のあり方、これは全国でも大変興味のある内容のものであるので、パネラーになってひとつ全国町村会に発信していただきたいという要望がございまして、それを受ける形で、全国に大郷町の水防のあり方についてしっかり発信してまいりたいと、そんな気持ちでございますので、議員のおっしゃる水防のあり方について真剣に取り組んで、安心できる大郷町に、今後住みたい、住み続けることのありがたいと思われるような、そんな地域づくりに努力してまいりたいと思います。以上です。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) 答弁ありがとうございます。

1つ目の台風19号のシンポジウムについてですが、やはり今大郷町すごいメディアでとられていたんですが、最近になっては少しメディアが落ちているような気がしてならないところでございます。そのため、今、大郷町は災害のあった町とかなかなか行きにくい町になってしまわないように、やはり大郷町独自の台風対策、災害対策、防災の強い町というような感じにしていただければ、新たな魅力の1つになり、そういうことをすることによって大郷町が住みたい町、大郷町が安全な町だなと、自分たちの魅力のある町に変わるのではないかと思うので、ぜひシンポジウム、学びの場をつくっていただきたいと思うんですが、そのことについてよろしく検討していただくんですが、どれくらいでできるのか、ことし、来年、再来年、どれぐらいの時期でできるのかお伺いいたします。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) お答えいたします。

まずは、防災シンポジウムはいつ開催するということは、今のところ計画にはございませんので、先ほど町長申し上げましたとおり、実は町長がパネラーになって全国の町村大会で11月に防災シンポジウムで発表するということもありましたし、その前段といたしまして、この1月に青森県の消防協会から招かれてが防災セミナーの講演をしてございます。また、令和2年度の黒川地区の婦人防火クラブ連合会の研修会におきましてもが講演依頼を受けてございますので、そ

ういった形で広く本町の防災意識の高さ、自主防災組織あるいは消防団 の活躍ぶり、そういったものを広めていければなと思っている段階でご ざいます。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) それはわかりますが、やはり今、昭和61年ごろに起きた 8.5豪雨を経験された方であれば、経験しているのでそれについての治 水対応ができると思いますが、次の世代、また起きることがないという のであればこういうことはしなくてもいいと思いますが、想定外という ことは何度も起きる可能性はあるので、こういう治水セミナーもそうで すし、こういうことによって大郷町は死亡者ゼロになったんだよと、こ ういう対策によって大郷町はすばらしい安全な町なんだよというのを後 世にも伝えるためにも、やはりこういうのが必要だと思いますが、町長 の考えをひとつよろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 構造的に自然災害に強い構造にしていくのか、また昨年の台風以上のものが発生した場合にもっと大きな被害が出るということになりますと、今の気象状況からしても地球規模で、地球の裏側で今住んでいるところが何年後には海になってしまうというフランスあたりの何とかという地域があるようでありますが、そういうことを考えていきますと、物理的な面と人間が考えていろいろな教訓によって得られた知識を生かすということは、やっぱり災害に触れる持ち方を変えていかなければならないので、この辺なんかも学校教育の中に私は取り入れていただきたいなと思います。

初動体制が本当に昨年は早かった。12日の今ごろに役場内でみんな準備をして、午後1時には全員集合して本部を立ち上げるという準備をしていて、そこから始まってもう2時には避難箇所の指定をして情報を出したということで、そういうことで、何回となく粕川地区の水害に対する知識を住民が持っていたことが、今回の人災につながらない内容になったというふうに思いますので、こういう訓練、こういうものを通してさらに意識の高揚を図ってまいりたいというふうに思います。

それが中粕川地区、これから新しい地域づくりが始まるわけでありますが、相当な支出も覚悟しなければなりません。国とも前向きに国も対応したいという考えでありますので、日本の水害復興のモデルになるような内容で北上川河川担当の所長もかなり力を入れているようでありますから、我々も遠慮しないで国のほうに申し上げてまいりたいというふ

うに思います。

- 議長(石川良彦君) 町長、今、お話しされた内容について、広く町外の方に 広めるためのシンポジウムの開催の考えはということで改めて問われて いるわけです。
- 町長(田中 学君) その辺については、教育の問題からも取り組んでまいり たいと思いますので、総務課とも協議をしてあなたの質問にお答えでき る内容にしてまいりたいというふうに思います。
- 議長(石川良彦君) ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

 午後
 0時02分
 休憩

 午後
 1時15分
 開議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) 午前中に引き続き一般質問させていただきます。よろしくお願いします。

午前中の町長の回答に、学校教育のほうとも一緒に考えていきたいというような答弁がありますが、学校教育のほうではこういうシンポジウム、今後の次の世代に伝えていくという方向のシンポジウム等を行うのか、お伺いいたします。

議長(石川良彦君) 学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) お答えします。

学校教育の取り組みとしては、小学校、中学校とも防災教育の充実に 取り組んでいるところでございます。その1つの事案として、幼稚園か ら中学校までの合同の同じ日に設定した引き渡し訓練等、教育委員会と しては通常の取り組みの中で、毎日の積み重ねの中で防災教育の充実を 図っていきたいと思っているところでございます。

なお、シンポジウムについては、今のところ、教育委員会としては常日ごろの防災教育の積み重ねの中で充実を図っていきたいと思っていますので、教育委員会サイドとしてのシンポジウムについては現在考えてはいません。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) 御答弁ありがとうございます。

幼稚園、小学校ぐらいからそういう自主防災のことをされているということはやっぱりすばらしいことだと思いますので、ぜひ今後も続けていただきたいと思います。

それで、やはりそういうシンポジウム、今後に伝えていくためにはやはり町民の知恵、経験をやはり町内外にも伝えていかないといけないと思うので、ひとつ最後にこのシンポジウムのことについて、町長のほうに今後しっかりやっていっていただきたいので、一言よろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) まちづくりの観点からも、特徴のある大郷町としての位置づけを内外に示すことが大切かというふうに思いますので、これからどういう形で実施するかを考えていきたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) 前向きな検討ありがとうございます。

それでは、(2)番、台風被害の経験を生かした防災訓練等のことについてちょっとお伺いしたいんですけれども、今、本町大郷町で自主防災以外に総合防災訓練や防災について、町独自、町だけで行うそういう行事等はあるのかお伺いいたします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) 町全体でやる防災訓練につきましては、毎年10月に 実施しています総合防災訓練のみでございます。あとは消防団の消防演 習なり、また水防訓練なり、そういったのは個別にやってございます。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) ありがとうございます。

現在、大郷町の夏まつりとかのイベントで大体集客人数が3,000人を超えるということを聞いていまして、そういう祭り事と合同でもいいので、そういう防災イベントをやはり年に何回でも行うことによって防災の意識、大郷町の防災の強い町ということを知っていただきたいなと。僕は、魅力ある町にしていきたいなと思いますので、そこのところ、町長が一言、防災も夏まつりに入れる、イベントごとに防災も入れるというようなコメントがあれば、防災が強い町大郷に変わるのかなと思うんですけれども、その辺、大郷町長、どうですか。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中 学君) 自然災害の知識の高い町だと言われるような内容のイベント、いろいろなイベントと組み合わせた形でやることも一つの方法だというふうに思いますので、内部で検討してできる限りそういう方向に向いていくように議論してまいりたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) 今、防災キャンプ、そういうキャンプのイベント等をやはり調べたところ、全国、国内で850万人という人間がされているみたいです。日本人の人口が今1億2900万人、約15人に1人はキャンプという言葉に対して反応していると思います。そのことによって、やはり防災キャンプ、キャンプの言葉を使いまして人口を集客できるようなそういうようなイベントができれば、大郷町に人が集まる。集まれば、大郷町はどういう町だろうと知ってもらえる。知ってもらえれば、大郷町が安全な町、安心な町だと、防災に強い町だとわかって定住促進にもつながると思いますので、そういうことを踏まえて、やはり防災キャンプをしていただけないか、検討よろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) お答えいたします。

防災キャンプのキーワードで調べたところ、過去に文部科学省のほうでも体験活動の推進プロジェクトとして進めていた時期がありましたけれども、残念ながら今そのメニューはございませんが、今の議員御指摘のとおり防災とキャンプをつなげたようなイベントといったことでございますけれども、先ほど町長も答弁したとおり、社会教育事業と連携した形で取り組むことが可能かどうかも検討してまいりたいと思っているところでございます。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) よく検討という言葉が出るんですけれども、検討だと先送りに僕はされるのかなと少し懸念されるところがあるんですけれども、やはり僕が大郷町の議員になったのも、やはり大郷町をよくしたい、大郷町を知ってもらいたいという、大郷町のためにと僕は思って、前向きにどんどんどんどんできることを、大郷町にもっとこんなことができるんだよ、大郷町の力はすごいんだよということを知っていただきたい。それで、このたび、申しわけないですけれども、災害という言葉を使わせてもらえれば、ちょっと申しわけないんですけれども、そういうことを使いながら、防災を使って、大郷町知ってもらうというのも一つの活力の1つだと僕は思うので、ぜひ検討ではなく、前向きにではなく、やっていきたいと、町長が一言、これはやったほうがいいと言うのであれば、ほかの行政の皆さんも少しそっちのほうに傾いていただけると思うので、その辺について町長、どう考えているかお伺いします。

議長(石川良彦君) 町長。

町長(田中 学君) そういう意味で、これから本町でも外国人雇用も多くな

る、そういう環境にございます。今や外国人雇用するために日本語学校 も町立でつくるという自治体も出てきてございますので、本町も農業系 の野菜工場、これから始まろうとしている村上も何十人と雇用する計画 でありますので、そういうことも考えますと、今後、防災に対する意識 の高さを外国人であっても町民と同じような防災意識を身につけていた だく、そういう内容の事業を展開すると申し上げます。

議長(石川良彦君) 吉田耕大議員。

1番(吉田耕大君) 町長のすごくいい答弁をいただいたので、これで一般質 問終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長(石川良彦君) これで、吉田耕大議員の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終わります。

日程第3	議案第4号	大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関す
		る条例の制定について
日程第4	議案第5号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す
		る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
		条例の制定について
日程第5	議案第6号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適
		正化等を図るための関係法律の整備に関する
		法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条
		例の制定について
日程第6	議案第7号	大郷町庁舎建設基金条例の制定について
日程第7	議案第8号	大郷町高齢者外出支援事業条例の制定につい
		7
日程第8	議案第9号	大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部
		改正について
日程第9	議案第10号	大郷町職員定数条例の一部改正について
日程第10	議案第11号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第12号	大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正
		について
日程第12	議案第13号	大郷町コミュニティセンターの設置及び管理
		に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第14号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保
		育事業の運営に関する基準を定める条例の一
		部改正について

日程第14 議案第15号 大郷町企業立地促進条例の一部改正について

日程第15 議案第16号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部 改正について

日程第16 議案第17号 大郷町保育園条例の廃止について

日程第17 議案第18号 大郷町老人ふれあいの家の指定管理者の指定 について

日程第18 議案第19号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第8号)

日程第19 議案第20号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第4号)

日程第20 議案第21号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第3号)

日程第21 議案第22号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第3号)

日程第22 議案第23号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第23 議案第24号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第5号)

日程第24 議案第25号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第4号)

日程第25 議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第2号)

日程第26 議案第27号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算(第 5号)

日程第27 議案第37号 財産の無償貸付について

議長(石川良彦君) 次に、日程第3、議案第4号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、日程第4、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第5、議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第6、議案第7号 大郷町庁舎建設基金条例の制定について、日程第7、議案第8号 大郷町高齢者外出支援事業条例の制定について、日程第8、議案第9号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第10号 大郷町職員定数条例の一部改正について、日程第10、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正につ

いて、日程第11、議案第12号 大郷町立学校の設置に関する条例の一部 改正について、日程第12、議案第13号 大郷町コミュニティセンターの 設置及び管理に関する条例の一部改正について、日程第13、議案第14号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について、日程第14、議案第15号 大郷町企業 立地促進条例の一部改正について、日程第15、議案第16号 大郷町水道 事業の設置等に関する条例の一部改正について、日程第16、議案第17号 大郷町保育園条例の廃止について、日程第17、議案第18号 大郷町老人 ふれあいの家の指定管理者の指定について、日程第18、議案第19号 令 和元年度大郷町一般会計補正予算(第8号)、日程第19、議案第20号 令 和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、日程第20、 議案第21号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)、 日程第21、議案第22号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)、日程第22、議案第23号 令和元年度大郷町下水道事業 特別会計補正予算(第4号)、日程第23、議案第24号 令和元年度大郷 町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)、日程第24、議案第25号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第4号)、日 程第25、議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算 (第2号)、日程第26、議案第27号 令和元年度大郷町水道事業会計補 正予算(第5号)、日程第27、議案第37号 財産の無償貸付についてを 一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第4号及び第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号 について説明を求めます。総務課長。

総務課長(浅野辰夫君) それでは、議案第4号の提案理由を申し上げます。 議案書の1ページをお開きいただきます。

議案第4号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制 定について

大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

2ページをごらんいただきます。

初めに、本条例の制定理由について申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、

地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しが行われたことから、法律の趣旨にのっとり本条例を制定するものでございます。

第1条は、趣旨を規定しており、法律の規定に基づき本条例を定める こととしております。

第2条は、損害賠償責任の一部免責について規定しており、町長等が 職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から それぞれの基準給与年額に当該各号に定める数を乗じて得た額を控除し て得た額を免れさせるものです。

第1号で町長は6と、第2号で副町長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員は4と、第3号で農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員は2と、第4号で町の職員は1と定めるものであり、この基準は地方自治法施行令の基準を全て参酌したものでございます。

附則といたしまして、この条例は法律の施行日である令和2年4月1 日から施行するものでございます。

次に、議案第5号の提案理由を申し上げます。

3ページをごらんいただきます。

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

4ページをごらんいただきます。

初めに、本条例の制定理由について申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されるとともに、本町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴い、関係する13の条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

第1条は、大郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。職員の休職期間は3年を超えない範囲としておりますが、会計年度任用職員ついては最長1年の任用期間であることから、会計年度任用職員の休職期間の上限を任期の範囲内とする規定を加えるものです。

次に、第2条は、大郷町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正でございます。減給の効果に関する規定に、パートタイム会計年度任用職員の報酬についても加えるものです。

次に、第3条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で ございます。非常勤職員の勤務時間、休暇等を定めている条項を会計年 度任用職員の勤務時間、休暇等の条項に改めるものです。

5ページの第4条は、大郷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者は別段の定めをすることができると規定するものです。

次に、第5条は、大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で ございます。会計年度任用職員については、勤勉手当の支給及び号俸の 調整がないことから、所要の改正を行うとともに、会計年度任用職員の 部分休業に係る給与の減額規定について整備するものでございます。

6ページ目をごらんいただきます。

第6条は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正でございます。公務災害の補償基礎額を定めた条項につ きまして、新たにフルタイム会計年度任用職員が該当となることから、 給与を支給される職員の項を追加したものです。

次に、第7条は、大郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。フルタイム会計年度任用職員ついても、常勤職員同様、公表の対象とするものです。

次に、第8条は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。法改正により特別職が厳格化されたことに伴い、会計年度任用職員に移行する職について本条例の規定から除くとともに、あわせて文言の整理を行うものです。

別表第1につきまして、公民館長について、常勤職員を任命している 実情に合わせてこの項を削るものです。民生委員推薦委員会については、 「推せん」の文言を漢字の「推薦」に改めるものです。特別土地保有税 審議会につきましては、現在存在していないことからこの項を削除する ものです。また、本年3月をもって町立幼稚園を廃止することに伴い、 幼稚園長の項を削除し、会計年度任用職員に移行する外国語指導助手及 び消費生活相談員の項を削除するものです。

次に、第9条は、大郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用となる職員を除くものです。

次に、第10条は、大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。臨時または非常勤職員の給与規定について会計年度任用職員の給与規定に改め、その基準については会計年度任用職員の給与及び弁償に関する条例に準じることを規定したものです。

次ページをお開きいただきます。

次に、第11条は、大郷町行政区長設置条例の一部改正でございます。 主な改正内容は、第3条によって「報酬」を「謝金」に改め、第4条に おいて区長には謝金を支給するとし、同条第2項において謝金の額及び 支給方法は別に規則で定めるとするものでございます。

また、第5条は、旅費及び費用弁償を規定しており、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用するものです。

次に、第12条は、大郷町交通指導隊条例の一部改正でございます。主な改正内容は、第3条において「任命」を「委嘱」に改め、第5条において隊員には謝金を支給するとし、同条第2項において謝金の額及び支給方法については規則で定めるとするものでございます。

また、第6条は、旅費及び費用弁償を規定するものですが、この規定 については現行条例では第12条で規定しておりましたが、条を繰り上げ て第6条で規定するものです。

第7条は、規則への委任規定を定めております。

次に、第13条、公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

10ページをごらんいただきます。

主な改正内容は、第4条では文言の整理のほか、「任期」を「委嘱期間」 に改め、第5条では分団長には謝金を支給するとし、同条第2項では謝 金の額及び支給方法については別に規則で定めるとするものです。

第6条は、旅費及び費用弁償を規定しており、旅費及び費用弁償については特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用するものです。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和2年4月1日から施行するとし、第2項では、第6条で規定しております議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に関する経過措置を定めたものでございます。

次に、議案第6号の提案理由を申し上げます。

11ページをごらんいただきます。

議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図

るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別 紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

12ページをお開きいただきます。

まず、条例の制定理由を申し上げます。

今回の法改正により、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を一律に排除する規定を設けている法律の改正が行われたことに伴い、関係する3つの条例において所要の改正を行うものでございます。

第1条は、大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第23条中、児童福祉法において成年被後見人等の規定が削除されたことに伴い、同法を引用する条項の項ずれを整理するものです。

第2条は、大郷町下水道条例の一部改正です。

第8条は、排水設備指定工事店の指定基準を定めておりますが、成年 被後見人等の排除規定を適切な表現に改めるものでございます。

第12条は、責任技術者の資格基準を定めておりますが、同様に成年被 後見人等の排除規定を適切な表現に改めるものでございます。

次に、13ページ、第3条、大郷町消防団員条例の一部改正でございます。

第5条は、消防団員としての欠格事項を定めておりますが、成年被後 見人等を規定する第1号を削除するとともに、地方公務員法の規定に準 じて文言の整理を行うものです。

付則として、この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議案第10号の提案理由を申し上げます。

22ページをお開きいただきます。

議案第10号 大郷町職員定数条例の一部改正について

大郷町職員定数条例(昭和29年大郷町条例第9号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

23ページをごらんいただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

3月31日をもって乳幼児総合教育施設及び公立幼稚園が廃止され、4 月から認定こども園に移行することに伴い、定数条例で定めている職員 定数を改めるものでございます。

第2条第2号、町長の事務部局の職員を「85人」から「90人」に、同条第5号、教育委員会事務局の職員を「12人」から「15人」に、同条第6号、教育委員会の所管する学校及び学校以外の職員を「17人」から「4人」にそれぞれ改めるものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

次に、議案第11号の提案理由を申し上げます。

24ページをお開きいただきます。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例(昭和32年大郷町条例第12号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

25ページをごらんいただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律の施行及び地方公務員法及び地方自治法の一部 を改正する法律の施行に伴い、関係する条項の整理を行うものでござい ます。

第18条及び18条の2、第19条及び第22条については、地方公務員法で 規定する職員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴い、 引用条項を整理するものです。

第21条は、臨時または非常勤職員の給与を定めておりましたが、これを会計年度任用職員の給与規定に改めるものであり、給与の詳細につきましては令和2年4月1日施行の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受けることになります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものですが、第21条及び第22条の2第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行するので ございます。

以上、議案第4号から第6号、第10号及び第11号において、よろしく 御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい たします。よろしくお願いいたします。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第4号及び議案第5号、議案第6号、議案 第10号、議案第11号について説明を終わります。

次に、議案第7号及び議案第37号について説明を求めます。財政課長。 財政課長(熊谷有司君) 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上 げます。

議案書14ページをお開き願います。

議案第7号 大郷町庁舎建設基金条例の制定について

大郷町庁舎建設基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

条例の制定の目的ですが、現役場庁舎は昭和54年6月に建設し、築年数40年を経過しました。法定耐用年数が50年となっており、10年後に耐用年数を迎えます。今後の新庁舎建設資金に充当するために庁舎建設基金条例を制定するものです。

平成30年6月に策定した第2次大郷町公共施設等個別整備計画においての検討の結果、今後の役場庁舎の施設の管理の方向性は長寿命化と定め、長寿命化の予防的な改修工事を計画的に実施していくものとし、改築に向けては継続検討としたところですが、新庁舎建設には十分な計画期間と多額の財政負担を要することから、毎年度予算積み立てを行い、建設資金に充てるものでございます。財源につきましては、町有財産貸付金収入等を予定してございます。

次ページ15ページをごらんいただきます。

大郷町庁舎建設基金条例です。

第1条、設置の目的でございますが、大郷町庁舎建設資金に充てるために設置するものでございます。

第2条につきましては積立てでございまして、毎年度基金積み立てと して積み立てる額は当該年度の予算で定める額とするものでございます。 第3条、管理でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金 その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項としまして、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利 な有価証券にかえることができるとするものです。

第4条、運用収益の整理、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳 入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとするものです。

第5条、処分でございます。これにつきましては、第1号として基金

設置の目的のために要する経費の財源に充てるとき、第2号としまして 預金債権と町債を相殺するため、償還期限を繰り上げて行う町債の償還 の財源に充てるときとしていまして、基金の全部又は一部を処分するこ とができるということにしてございます。

第6条につきましては繰替運用でございまして、町長は、財政上必要 があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び期日を定めて基 金に属する現金を歳計限金に振り替えて運用することができるとするも のでございます。

第7条につきましては委任でございまして、この条例に定めるものを 除くほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとするもの でございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとするもので ございます。

続きまして、議案第37号につきましての提案を説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第37号 財産の無償貸付について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

記

1 無償貸付をする財産

土 地

所在 大郷町味明字原下21番4の一部、 大郷町味明字樋場上35番の一部、40番1、42番の2

地目 宅地

面積 1,306 m²

2 無償貸付の相手方

大郷町東成田字三嶽 7番地 一般社団法人めるくまーる 代表理事 児 玉 幸 司

3 無償貸付の目的

放課後等デイサービス事業用地として

4 無償貸付の期間

貸付契約締結の日から令和7年3月31日まで 令和2年3月4日提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、平成29年9月より一般社団法人めるくまーるに 旧粕川社会教育センターを貸し付けし、放課後等デイサービス事業を実 施しておりましたが、昨年10月の台風19号により被災し、復旧が不可能 となりました。

その後、11月7日より文化会館で仮設事業所をオープンさせました。 事業所より事業継続の希望があり、新たな施設整備のため、ふれあい センター21用地の借用依頼があり、普通財産使用貸借仮契約を令和2年 3月2日付で締結したものでございます。

今般、町有財産を無償貸し付けするに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別にお配りしました資料1をごらんいただきたいと思います。

赤枠が貸し付けする土地と建物の平面図でございます。

資料2につきましては、ふれあいセンター21でのイベント開催時等の 臨時駐車場としまして、ピンク枠のスモリ工業様の敷地をお借りするも のでございます。

以上で、議案第7号並びに議案第37号につきましての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御検討賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第7号及び第37号について説明を終わります。

次に、議案第8号及び第15号について説明を求めます。まちづくり政 策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) それでは、初めに議案第8号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書17ページをごらん願います。

議案第8号 大郷町高齢者外出支援事業条例の制定について 大郷町高齢者外出支援事業条例を別紙のとおり制定するものとする。 令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

大郷町高齢者外出支援事業のふれあい号の運行については、高齢化が進む本町において高齢者のみの世帯あるいは自動車運転免許返納者の増加に伴い、町内外への移動手段が限られることから、高齢者の日常生活に必要不可欠となる移動手段を確保するための外出支援として、昨年1月から試験運行を行ってまいりました。

試験運行開始当初は、1日の利用人数が3人程度でございましたが、 利用者などの御意見、御要望を踏まえ、対象者の拡大や利用可能日の拡 大、指定乗降所の増などの結果、ことし1月の1日平均の利用人数は10人 を超える実績となっております。

利用対象者は1,400人を超え、今後もさらなる高齢化が予想される中、 試験運行の利用登録者は約200人であり、1日平均の利用人数も増加傾 向にあることから、政策審議会の答申を踏まえ、令和2年4月から本格 運行を開始するため、本条例の制定を提案するものでございます。

次ページをごらん願います。

条文について御説明申し上げます。

第1条では、目的を規定し、高齢者の日常生活に必要不可欠な移動手段を確保するための外出支援事業を実施することを目的とするとしております。

第3条の運行区域については、町内全域と別表に定めます大和町、松 島町、利府町、大崎市鹿島台の1市3町を区域とし、運行区間は利用者 の自宅と各乗降所の区間とします。

第4条の運行日については平日の運行とし、お盆や年末年始にかかわらず運行いたします。また、運行時間は午前8時から午後5時までとするものです。

第5条の利用対象者については、町内在住の75歳以上で、自力でふれ あい号に乗車できる方を対象といたします。

第6条の登録料については1人1,000円とし、利用料は無償とするものです。

第7条の利用制限については、刃物などの危険物を持っている場合や 乗務員の指示に従わない方の乗車拒否について規定しております。

第8条については、規則への委任を定めております。

附則については、この条例は令和2年4月1日から施行するものですが、利用者登録などの準備行為については公布の日から施行するとしております。

続いて、議案第15号につきまして提案理由の説明を申し上げます。 議案書49ページをごらん願います。

議案第15号 大郷町企業立地促進条例の一部改正について

大郷町企業立地促進条例(平成8年大郷町条例第13号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

この条例は、大郷町に事業所を新設または増設する事業者に対しまし

て、投資に対する固定資産税相当額の奨励措置を実施することで、町内 の産業振興と町民の雇用機会の拡大を図ることを目的としているもので ございます。

今回の条例改正は、まち・ひと・しごと総合戦略事業で取り組んでいます雇用促進奨励金事業において、総合戦略推進会議での事業検証や議員全員協議会での報告において、農業を対象業種とすること、そして雇用人数の基準緩和についてそれぞれ御意見をいただいたこととともに、昨年9月議会で奨励金対象業種を追加いたしました企業立地促進特別奨励金条例との対象事業者の整合性をとることで、より一体的に企業誘致促進を図るために改正するものでございます。

次ページをごらん願います。

この条例の対象となる業種などを定める第2条におきまして、これまでの統計法による事業区分から企業誘致に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、国の同意を得た宮城県の各基本計画に掲げる業種を対象とするものでございます。

第3条では、事業所として対象となるための雇用人数を規定しておりますが、常時使用する従業員数は「10人以上」から「5人以上」に、そのうち必要な町内在住者は「5人以上」から「3人以上」にそれぞれ条件を緩和するものでございます。

附則については、この条例は令和2年4月1日から施行するものとし としております。

以上で、大郷町高齢者外出支援事業条例の制定と大郷町企業立地促進 条例の一部改正の提案理由の説明と内容の説明を終わります。御審議の 上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第8号及び第15号について説明を終わります。

次に、議案第9号及び第14号、議案第17号について説明を求めます。 町民課長。

町民課長(千葉 昭君) それでは、議案第9号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書20ページをお開き願います。

議案第9号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

大郷町印鑑登録及び証明に関する条例(昭和53年大郷町条例第16号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

第2条第2項第2号において、規定する印鑑の登録を受けることができない者に係るものとして定めております「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるとともに、第3条第3項及び第5条の2第1項第3号に規定する外国人住民のうち、非漢字圏の者に係る文言の整理といたしまして、「記録されている」を、磁気ディスク記録を含む「記載がされている」に改めるもので、それぞれ改正された印鑑登録証明事務処理要領に準拠した形で文言を改めるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由の説明といたします。

次に、議案第14号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

議案第14号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大郷町条例第17号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、令和元年10月1日からスタート、実施されました 幼児教育・保育の無償化及び令和2年4月1日からの認定こども園移行 に伴いまして、子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項によ って規定されている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準に合わせた改正を行うものでございます。

次ページの別紙にて御説明を申し上げます。

まず、総則といたしまして、第2条、定義で定める各号の用語の意義につきまして、第9号から第11号までは「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める文言の整理であり、第24号を第29号とし、第18号から第23号までを各5号ずつ繰り下げるなど条ずれの修正を行うとともに、

第11号の次に第12号から第16号の5号を加えることで、3歳以上と未満 児の区分の定義及び負担額を算定する際の根拠、基準を規定するもので あり、第3条は一般原則に係る文言の表記を基準に合わせて改正するも のでございます。

36ページをお開きください。

特定教育・保育施設の運営に関する基準として、第5条から第11条までは「支給認定」を「教育・保育給付認定」など基準に合わせた文言に 改めるものでございます。

37ページ、第13条は、無償化に伴う利用者負担額の受領につきまして、 3歳未満児への給食の提供に係る無償化の部分を基準に沿うよう定めた ものでございます。

39ページ、第14条から41ページの第36条までは、運営や特例施設型給付費に関する基準について、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるなど、こちらも文言の整理を行うものでございます。

第37条は特定地域型保育事業の利用定員に関する基準、第38条から 45ページの第50条につきましては運営に関する基準を定めるもので、基 準に合わせた文言の加除や整理を行うもののほか、第42条、特定教育・ 保育施設等との連携として代替保育の提供に係る基準など4項を加える ものでございます。

第51条、第52条は、特例地域型保育給付費に関する基準として、費用 算出に当たり3歳以上と未満児の区分など、必要な条文を加えるもので ございます。

47ページからは附則に関する改正で、第2条は特定保育所に関する特例の文言整理、第3条は施設型給付費等に関する経過措置を削除するものであり、第5条は連携施設に関する経過措置の年限を「5年」から「10年」に改正するものでございます。

最後に、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。 以上、議案第14号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第17号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書53ページをお開き願います。

議案第17号 大郷町保育園条例の廃止について

大郷町保育園条例(平成14年大郷町条例第3号)を別紙のとおり廃止するものとする。

令和2年3月4日 提出

次のページをお開きください。

廃止の理由といたしましては、令和2年4月1日から大郷町保育園が 幼保連携型認定こども園へ移行されることに伴いまして閉園となること から、本条例を廃止するものでございます。閉園にあわせ施行期日は令 和2年4月1日とするものでございます。

以上、議案第17号につきまして提案理由の御説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第9号、第14号、第17号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第9号及び第14号、議案第17号について説明を終わります。

次に、議案第12号について説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長(斎藤雅彦君) それでは、議案第12号について説明いたします。 議案書の26ページをお開きください。

議案第12号 大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正について 大郷町立学校の設置に関する条例(昭和39年大郷町条例第9号)の一 部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

27ページをごらんください。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

令和2年3月31日で大郷幼稚園、大郷保育園が閉園し、4月から幼保連携型認定こども園が開設することに伴い、本条例の規定から大郷幼稚園の項を削除するものでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものとするものです。

また、大郷幼稚園の閉園に伴い、大郷町立幼稚園保育料等徴収条例を廃止し、大郷町学校給食センター設置条例の一部については、本条例の規定から大郷幼稚園長及び幼稚園を削除し、大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、別表第1から2において大郷町立幼稚園保育料等徴収条例による保育料の減免に関する事務及び大郷町保育園費用徴収規則による保育料に関する事務を削除するとともに、別表第3において大郷町立幼稚園保育料等徴収条例による保育料の減免に関する事務を削除し、あわせて文言の整理収条例による保育料の減免に関する事務を削除し、あわせて文言の整理

を行うものでございます。

以上で、議案第12号についての説明といたします。御審議の上、御可 決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第12号について説明を終わります。

次に、議案第13号について説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長(菅野直人君) それでは、議案第13号につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

議案第13号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(昭和60年大郷町条例第18号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、コミュニティセンターとして設置しております文化会館と大松沢社会教育センターに関する改正になります。

改正の理由でございますけれども、まず文化会館につきましては、1階にあります談話室、1階及び2階にあります研修室で冷房が使用できる、または使用できる見込みであることから、「暖房料」を「冷暖房料」に改正するものです。

大松沢社会教育センターにつきましては、和室を施設管理人室と位置づけ施設使用料を規定しておりませんでしたが、少人数サークルで使用されていることから、和室の施設使用料を規定するものです。また、冷房も使用できることから、研修室及び和室の冷暖房料を規定するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

文化会館の冷暖房料を規定します別表第3中、「暖房料」を「冷暖房料」に改めるものです。

また、大松沢社会教育センターの施設使用料を規定しております別表 4の3では、和室の施設使用料を研修室の半額で規定し、冷暖房が使用 できることから和室を追加し、「暖房料」を「冷暖房料」に改定するも のです。

備考につきましては内容の変更はございません。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第13号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第13号につきまして、御審議の上、 御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第13号について説明を終わります。 ここで10分間休憩といたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時26分 開議

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) 議案第16号の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の51ページをお開き願います。

議案第16号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

大郷町水道事業の設置等に関する条例(昭和53年大郷町条例第8号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例の改正につきましては、令和2年4月1日、地方自治法が一部改正されることに伴い、大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、改正条文について条ずれが生じたことにより、本条例の関係条項の整理を行うものです。

次ページをお開き願います。

大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に 改めるものでございます。

附則です。この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

ただいま御説明いたしました議案第16号につきまして、御審議の上、 御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第16号について説明終わります。

次に、議案第18号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) それでは、議案第18号の提案理由について御説明申し上げます。

議案書55ページをお開き願います。

議案第18号 大郷町老人ふれあいの家の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、 次のとおり大郷町老人ふれあいの家の指定管理者を指定したいので、同 条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者を指定する公の施設 黒川郡大郷町東成田字北沢山2番地の29 大郷町老人ふれあいの家
- 2 指定管理者の所在地及び名称黒川郡大郷町粕川字東長崎31番地の7社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会
- 令和2年4月1日から令和7年3月31日 令和2年3月4日 提出

3

指定の期間

大郷町長 田 中 学

今回の指定管理者の指定につきましては、大郷町老人ふれあいの家の 指定管理者の指定が本年3月31日で指定管理満了となることから、改め て指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要でございますが、構造は木造平屋建て、延べ床面積249.67平 方メートル、敷地面積2,003平方メートルで、間取りとしまして大広間、 娯楽室、管理人室、ホール、トイレを有する施設でございます。

指定管理者の行う業務の範囲は、1としてふれあいの家の利用許可等に関する業務、2つ目として利用者の健康保持及び教養の向上に関する業務、3つ目としまして利用者の送迎に関する業務、4つ目としましてふれあいの家の施設及び設備の維持管理に関する業務、その他町長が認める業務でございます。

今回の指定管理に関し、令和元年12月2日に、大郷町老人ふれあいの家指定管理者仕様書及び募集要項を決定し、令和元年12月4日、現管理者である大郷町社会福祉協議会を、大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書きの公募によらない指定管理者の候補者と選定したところでございます。

大郷町老人ふれあいの家の指定管理者として、引き続き大郷町社会福祉協議会を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号については以上でございます。御審議の上、御可決賜りま すようよろしくお願いいたします。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第18号について説明を終わります。

次に、議案第19号について説明を求めます。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 議案第19号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

予算書2ページをお開き願います。

議案第19号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第8号)

令和元年度大郷町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,627万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,962万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行 為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、昨年10月の台風19号による公共土木施設等災害復旧工事、災害廃棄物処理に係る予算、台風19号により被害のあった農業用機械、農業用ハウス等の再取得等の助成、JA粕川ライスセンターの災害復旧としてカントリーエレベーターの新設への助成、本町の指定避難所である文化会館並びにフラップ大郷21の照明設備等の改修工事などに係る所要の予算について計上しております。そのほか3月補正ということによりまして、事業費の確定、工事の完了などによる請差等による予算の調整を行ったものでございます。

補正額といたしましては、7億8,627万7,000円の増額補正で、補正後の予算額は101億9,962万1,000円となってございます。

続きまして、3ページ以降の第1表 歳入歳出予算補正により、款項 ごとに内容を説明いたします。

まず、歳入です。

第1款町税第1項町民税3,205万1,000円の増額補正です。個人・法人町民税で、個人所得の増や法人業績が回復傾向にあることから調整するものでございます。

第2項固定資産税912万7,000円の増額補正でございます。太陽光発電関係の償却資産の増加に伴う調整でございます。

第3項軽自動車税221万7,000円の増額補正です。保有台数の確定による調整でございます。

第4項町たばこ税1,431万8,000円の増額補正です。たばこ税の増に伴う調整でございます。

第5項入湯税71万6,000円の増額補正です。利用者の増に伴う調整でございます。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金21万8,000円の減額補正でございます。 県からの交付見込みの減に伴う調整でございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金113万1,000円の増額補正で す。こちらも県からの交付見込みの減に伴う調整でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項同じでございまして105万円の 減増額補正です。県からの交付見込みの減に伴う調整でございます。

第6款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金460万8,000円の減額補正でございます。県からの交付見込みの減に伴う調整でございます。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金で、65万5,000円の減額補正でございます。県からの交付見込みの減に伴う調整でございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税1億5,676万9,000円の減額補正となってございます。特別交付税が1億9,954万9,000円の減、震災復興特別交付税が4,278万円の増となってございます。特別交付税が台風19号の災害廃棄物処理事業の財源の確定などによる減、また震災復興特別交付税がリサイクル施設更新事業に係る黒川行政負担金分の確定による調整でございます。

第13款分担金及び負担金第1項負担金です。21万1,000円の減額補正です。保育所児童入所費用他市町村負担金は増となったものの、老人ホーム措置費の減による調整でございます。

第2項分担金7,069万6,000円の増額補正です。災害復旧事業分担金の 増による調整でございます。 第14款使用料及び手数料第1項使用料112万4,000円の減額補正でございます。幼稚園預かり保育料、フラップ大郷21使用料の減などによる調整でございます。

第2項手数料37万9,000円の増額補正です。廃棄物搬入手数料の増などによる調整でございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金2億8,068万5,000円の減額補正で す。児童手当負担金、公共土木施設災害復旧費負担金の減などによる調 整でございます。

第2項国庫補助金1億9,994万2,000円の増額補正です。文化会館、フラップ大郷21の照明設備等改修事業に係る社会資本整備総合交付金、災害廃棄物処理費補助金等の増などによる調整でございます。

第3項委託金229万4,000円の減額補正です。粕川地区堤防除草作業委託金等の調整でございます。

第16款県支出金第1項県負担金1億5,259万6,000円の減額補正です。 災害救助費負担金、災害援護費負担金等の調整でございます。

第2項県補助金8億266万5,000円の増額補正です。台風19号により被害のあった農業用機械、農業用ハウスの再取得等補助並びにJAのカントリーエレベーターの新設補助に係る強い農業・担い手づくり総合支援交付金、JA粕川集出荷兼ライス選別作業所の修繕に係る農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金の増などによる調整でございます。

第3項委託金464万3,000円の減額補正です。県議会議員、参議院議員 選挙執行経費等の調整でございます。

第17款財産収入第1項財産運用収入2,594万3,000円の増額補正です。 町有財産貸付収入の調整でございます。

第2項財産売払収入30万5,000円の増額補正です。公用車、マイクロバス等の売り払い収入の調整でございます。

第18款寄付金第1項寄付金209万4,000円の増の補正です。ふるさと応援寄付金、教育費寄付金の調整でございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金5億3,829万8,000円の減額補正でございます。事業費の確定、国庫支出金や地方債等の特定財源の影響などにより、財源調整のために基金繰入額の調整でございます。

第21款諸収入第1項延滞金加算金及び過料163万円の増額補正です。町 税延滞金の調整でございます。

第2項町預金利子22万円の増額補正です。預金利子の調整でございます。

第3項貸付金元利収入9,425万,7000円の減額補正です。おおさと地域 振興公社からの地域づくり事業貸付金及び未来づくり事業貸付金の履行 延期による償還金の減、災害援護資金の償還金の減などによる調整でご ざいます。

第4項受託事業収入7万5,000円の減額補正です。後期高齢者健康診査の事業確定による調整でございます。

第5項雑入2,371万2,000円の減額補正です。プレミアム付商品券販売 売上金確定などによる調整でございます。

第6項ボートピア事業交付金550万円の増額補正です。売り上げが見込みより増加したことによる調整でございます。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金250万円の増額補正です。売り上 げが見込みより増加したことによる調整でございます。

第22款町債第1項町債8億7,830万円の増額補正です。町道改良、橋梁修繕及び公営住宅建設事業の確定により減となったものの、台風19号の災害復旧事業の増、文化会館、フラップ大郷21の照明設備等の改修事業などによる調整でございます。

以上、歳入補正額合計は7億8,627万7,000円でございます。

続きまして、歳出になります。

次ページをお開きください。

第1款議会費第1項議会費162万3,000円の減額補正です。職員旅費、費用弁償、Web配信用映像加工業務等の調整でございます。

第2款総務費第1項総務管理費4,239万8,000円の減額補正でございます。人件費、住民情報システム賃借料の調整のほか、役場庁舎の冷暖房設備の故障に伴い、エアコン設備に改修するための設計業務、おおさと地域振興公社からの地域づくり事業貸付金及び未来づくり事業貸付金の履行延期による償還金の減に伴う未来づくり基金、ボートピア大郷、オフト大郷分環境整備協力費の見込み額の確定に伴う公共施設整備基金、財産貸付収入を財源とする役場庁舎建設基金の積み立ての調整、中粕川地区排水路改修工事について台風19号により中止したことによる調整、一年成婚業務の確定による調整が主なものでございます。

第2項徴税費299万7,000円の減額補正です。固定資産税鑑定評価業務の調整が主なものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費13万8,000円の減額補正です。住基ネットワークシステム賃借料の調整が主なものでございます。

第4項選挙費455万7,000円の減額補正です。県議会議員、参議院議員

選挙が終了したことによる調整でございます。

第5項統計調査費3,000円の増額補正です。統計調査終了による調整で ございます。

第3款民生費第1項社会福祉費1億3,844万円の減額補正でございます。人件費の調整のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金の調整、プレミアム付商品券発行事業の調整並びに自立支援給付費等の増が主なものでございます。

第2項児童福祉費2,412万4,000円の減額補正です。児童数の減に伴う 児童手当、保育園特別保育事業委託並びに認定こども園移行のための施 設設備改修工事の終了による調整が主なものでございます。

第3項災害救助費1億2,060万4,000円の減額補正です。台風19号に係る避難所対応、住宅応急修理等の事業費確定による調整が主なものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費2,090万円の減額補正でございます。予 防接種や各種検診の終了による計数整理によるものでございます。

第2項病院費65万円の減額補正です。公立黒川病院負担金出資金の調整でございます。

第3項清掃費939万7,000円の減額補正です。ごみ焼却処理分の黒川行 政負担金の調整でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費8億7,438万1,000円の増額補正です。人件費の調整、台風19号により被害のあった農業用機械、農業ハウスの再取得等補助並びにJAのカントリーエレベーター新設補助に係る強い農業・担い手づくり総合支援交付金、JA粕川集出荷兼ライス選別作業所の修繕に係る農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金、農業集落排水事業特別会計繰出金の調整等が主なものでございます。

第2項林業費9万7,000円の減額補正です。黒川森林組合出資金、記念 植樹下刈り業務の調整でございます。

第6款商工費第1項商工費371万8,000円の減額補正です。小規模事業者経営改善資金利子補給、国際交流事業参加者補助金の調整が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費2万1,000円の増額補正です。人件費の 調整でございます。

第2項道路橋梁費8,003万1,000円の減額補正です。町道改良事業、橋 梁修繕工事等の事業費確定に調整でございます。

第3項河川費255万5,000円の減額補正です。粕川地区堤防除草作業委

託業務の確定による調整でございます。

第4項住宅費8,928万3,000円の減額補正です。高崎団地の住宅建設工事等の確定による調整でございます。

第5項都市計画費1,254万5,000円の減額補正です。下水道事業並びに 宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整、若者及び子育て世帯定住促進 奨励費、移住支援事業補助金並びに地域おこし協力隊関連経費等の確定 による調整でございます。

第8款消防費第1項消防費209万4,000円の減額補正です。消防用機械器具購入、黒川行政負担金等の確定による調整でございます。

第9款教育費第1項教育総務費385万3,000円の減額補正です。人件費の調整及び奨学資金貸付金等の確定による調整でございます。

第2項小学校費519万6,000円の減額補正です。要・準要保護児童援助費、各種業務委託の確定等による調整でございます。

第3項中学校費392万1,000円の減額補正です。要・準要保護児童援助費、各種業務委託の確定、大郷中学校男子卓球部が全国大会出場への補助などによる調整でございます。

第4項幼稚園費654万3,000円の減額補正です。認定こども園移行のための共同保育補助金、施設設備改修工事の終了による調整が主なものでございます。

第5項社会教育費2億4,427万1,000円の増額補正でございます。総合 運動場内の排水管調査測量業務、文化会館並びにフラップ大郷21の照明 設備等の改修工事の増などによる調整でございます。

第6項保健体育費603万7,000円の減額補正です。学校給食センター光 熱水費、秋まつり実行委員会補助金等の確定による調整でございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費2億5,807万2,000円の減額補正です。国の災害査定が終了したことなどによる調整でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費8,062万9,000円の増額補正です。国の 災害査定が終了したことなどによる調整でございます。

第4項公共施設災害復旧費851万9,000円の増額補正です。赤道等の災害箇所の増などによる調整でございます。

第6項災害廃棄物処理費4億1,884万3,000円の増額補正です。国の災害査定が終了したことなどによる調整でございます。

第11款公債費第1項公債費61万7,000円の減額補正です。災害援護資金 貸付金償還金の確定による調整でございます。 歳出補正額合計7億8,627万7,000円です。

以上、補正前の予算額94億1,334万3,000円に歳入歳出とも7億8,627万7,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ101億9,962万1,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費について御説明いたします。

今回の繰越明許費につきましては23件でございます。

款、項、事業名、金額の順に御説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費、役場庁舎設備改修工事設計事業465万3,000円です。今回、補正予算を計上しました事業で、役場庁舎の空調機更新のための設計業務について所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費、強い農業・担い手づくり総合支援 交付金事業(被災農業者支援型)5億7,894万4,000円です。台風19号に より被害のあった農業用機械、農業用ハウス等の再建等に対する補助金 で、交付申請、決定まで所要の期間を要することから、年度内の完了が 困難となったものでございます。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(被災産地施設支援型) 5億9,868万円です。台風19号により被害のあったJA乾燥調整施設の 災害復旧としてのカントリーエレベーター新設への補助金で、工事に時間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

大豆・水稲次期作付種子助成事業366万7,000円です。台風19号により 大豆、水稲の浸冠水被害を受けた農家への次期作付等経費に対する補助 金で、交付申請、決定まで所要の時間を要することから年度内完了が困 難となったものでございます。

次に、園芸作物生産供給確保対策事業2397万6,000円です。台風19号により園芸作物の浸冠水被害を受けた農家への次期作付等経費に対する補助金で、交付申請、決定まで所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

被災農家営農再開緊急対策事業153万3,000円です。台風19号により倉庫に保管した米の浸冠水被害を受けた農家への営農再開等経費に対する補助金で、交付申請、決定まで所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

持続的生産強化対策3,059万2,000円です。台風19号により地域において大規模な浸水被害を受けた農業者が営農継続に向けた取り組みに要す

る経費に対する補助金で、交付申請、決定まで所要の期間を要すること から年度内完了が困難となったものでございます。

被災産地基盤強化支援事業1,000万円です。台風19号により粕川ライスセンターが被災したため、新たに共同利用施設等の整備としてカントリーエレベーター新設に係る国庫補助対象外事業に要する経費に対する補助金で、交付申請、決定まで所要の期間を要することから年度内完了が困難となったものでございます。

農林水産業共同利用施設災害復旧事業3,075万3,000円です。台風19号により粕川野菜集出荷場等が被災したため、復旧に要する経費に対する補助金で、交付申請、決定まで所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、生活道路改良事業2,266万円です。生活道路鶴野線、畑ノ中前畑線の道路改良工事において、台風19号により工事に時間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

橋梁修繕改良事業1,200万3,000円です。不動前橋、沢田橋の橋梁修繕工事において、台風19号により工事に時間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第4項住宅費、町営住宅建設事業5623万1,000円です。高崎団地新築工事第5工区並びに工事管理業務について、工事に時間を要することから、 年度内施工が困難となったものでございます。

第5項都市計画費、復興再生ビジョン策定事業414万7,000円です。台 風19号による災害からの復興再生に向けた取り組み等、方向性や考え方 を示したプランを策定するもので、国との調整等に時間を要することか ら、年度内完了が困難となったものでございます。

第9款教育費第5項社会教育費、中央公民館バルコニー調査事業42万7,000円です。中央公民館バルコニーに壁との隙間等が生じており、安全性確保のため調査をするもので、調査に時間を要することから年度内完了が困難となったものでございます。

フラップ大郷21照明設備改修事業1億円です。フラップ大郷21の照明 設備を改修する事業で、設計工事に時間を要することから年度内完了が 困難となったものでございます。

文化会館空調・照明設備改修事業1億2,000万円です。文化会館の空調 設備更新、照明器具を改修する事業で、設計工事に時間を要することか ら年度内完了が困難となったものでございます。 総合運動場内排水管調査測量事業3,000万円です。総合運動場内排水管 を改修する事業で、調査設計に時間を要することから年度内完了が困難 となったものでございます。

次ページです。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業16億825万1,000円でございます。台風19号による公共土木施設の災害復旧工事で、適正な工期を確保するために工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

第3項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業7億9,673万円です。台風19号による農地・農業用施設の災害復旧工事で、適正な工期を確保するために工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

第4項公共施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業8,460万円です。台 風19号による赤道等の公共施設の災害復旧工事で、適正な工期を確保す るために工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったもの でございます。

縁の郷災害復旧事業990万円です。台風19号による縁の郷敷地内の災害復旧工事で、適正な工期を確保するために工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

公園災害復旧事業596万6,000円です。台風19号により築館公園、花楯公園、支倉メモリアルパークの災害復旧工事で、適正な工期を確保するために工事に時間を要することから、年度内施工が困難となったものでございます。

第6項災害廃棄物処理費、災害廃棄物処理事業10億484万1,000円です。 台風19号による災害廃棄物処理で、災害廃棄物の処理に時間を要するこ とから年度内完了が困難となったものでございます。

繰越明許費の合計が51億3,855万4,000円となってございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表 債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、債務負担行為の追加2件、変更11件でご ざいます。

事項、期間、限度額の順に御説明を申し上げます。

まず、追加でございます。

1 子育て支援センター業務、設定期間は令和元年度から令和6年度 までで、限度額を児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業の実施 に要する経費として受託者と協議して定める金額の合計額とするもので ございます。現契約の更新時期に当たりまして、5年間の契約とするた め債務負担行為を設定するものでございます。

- 2 郷郷ランド管理清掃業務です。設定期間は令和元年度から令和4年度で、限度額を1,174万8,000円とするものでございます。現契約の更新時期に当たり、3年間の契約とするため債務負担行為を設定するものでございます。
 - 2、変更でございます。
- 1 令和2年度自家用電気工作物保安管理業務、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を「227万6,000円」から「173万8,000円」に変更するものでございます。
- 2 役場庁舎宿日直業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結 よりまして限度額を「1,823万1,000円」から「1,821万6,000円」に変更 するものでございます。
- 3 戸籍電算システム保守業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を「1,459万5,000円」から「1,459万円」に変更するのでございます。
- 4 戸籍電算システム賃貸借です。設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を「2,759万円」から「2,732万5,000円」に変更するものでございます。
- 5 住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借です。設定期間は 補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を「781万6,000円」から 「763万6,000円」に変更するものでございます。
- 6 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を「539万円」から「437万8,000円」に変更するものでございます。

次ページでございます。

- 7 大郷町児童館及び放課後児童クラブ運営業務でございます。設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を「9,474万3,000円」から「9,455万1,000円」に変更するものでございます。
- 8 小規模事業者経営改善資金利子補給でございます。設定期間は補 正前と同じで、利子補給額の確定のため限度額を「170万5,000円」から 「29万6,000円」に変更するものでございます。
- 9 大郷町奨学資金貸与(令和元年度貸付分)です。設定期間は補正前と同じで、令和元年度における貸付者確定のため、限度額を「1,152万

円」から「372万円」に変更するものでございます。

- 10 体育施設等草刈除草業務、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を「599万1,000円」から「583万1,000円」に変更するものでございます。
- 11 野球場等芝管理業務、設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を「1,726万5,000円」から「1,661万2,000円」に変更するものでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

第4表 地方債補正について御説明を申し上げます。

今回の補正は、地方債の追加2件、変更7件でございます。

まず、追加でございます。

起債の目的、限度額、記載の方法、利率、償還の方法の順に御説明を申し上げます。

- 1 歳入欠かん債、限度額は780万円、記載の方法は証書借入で、利率は5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。 償還方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるとするものでございます。これにつきましては、台風19号により住民税及び固定資産税の町税の減免分について借り入れするものでございまして、今年度の元利償還金の47.5%から85.5%が交付税措置される予定となって下さいます。
- 2 都市防災総合推進事業、限度額は1億1,000万円でございます。起 債の方法、利率、償還の方法は前の記載と同様でございます。指定避難 所であるフラップ大郷21の照明器具のLED化、文化会館の照明器具の LED化及び空調設備改修事業で、国庫補助対象事業の補助裏分を借り 入れするものでございまして、本事業に関する充当率は補助裏分の100% でございます。後年度の元利償還金の50%が交付税措置される予定でご ざいます。

次に、2、変更でございます。

記載の目的、補正前、補正後の順で御説明を申し上げます。

1 道路等整備事業です。町道土橋明ケ沢線道路改良工事並びに沢田橋、不動前橋修繕工事の事業費の確定により、限度額「3,580万円」から「910万円」に変更いたします。起債方法、利率、償還の方法は補正

前と同様でございます。

- 2 公営住宅建設等事業、町営住宅高崎団地新築工事の事業費の確定により、限度額を「1億3,040万円」から「8,450万円」に変更いたします。起債の方法等は補正前と同じでございます。
- 3 農山漁村地域整備交付金事業、前川地区圃場整備に係る地形図作成業務の事業費の確定により、限度額を「1,870万円」から「840万円」に変更するものでございます。起債の方法等は補正前と同じでございます。
- 4 公共土木施設災害復旧事業、台風19号災の公共土木施設の災害復旧工事の国の査定が終了したことなどにより、限度額を「4億1,900万円」から「5億730万円」に変更するものです。起債の方法は補正前と同じでございます。
- 5 農林水産施設災害復旧事業、台風19号災の農地、農業用施設の災害復旧工事の国の査定が終了したこと、またJAのカントリーエレベーター新設補助などにより、限度額を「1億9,460万円」から「3億9,410万円」に変更するものでございます。起債の方法等は補正前と同じでございます。
- 6 公共施設災害復旧事業、台風19号災の赤道、縁の郷、公園等の災害復旧工事の事業費が確定したことなどにより、限度額が「8,410万円」から「7,810万円」に変更するものでございます。起債の方法等は補正前と同じでございます。
- 7 災害対策債、台風19号災の災害廃棄物処理事業の国の査定が終了したことなどにより、限度額を「3,090万円」から「5億9,250万円」に変更するものでございます。起債の方法等は補正前と同じでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で、議案第19号についての提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、 御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第19号について説明を終わります。

次に、議案第20号及び議案第22号について説明を求めます。町民課長。町民課長(千葉 昭君) それでは、議案第20号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の64ページをお開きください。

議案第20号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

令和元年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次 に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,496万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,530万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では国民健康保険税の収入見込みや県からの保険 給付費等の交付金の確定見込み、歳出では医療費の上昇に伴う保険給付 費の増、宮城県国民健康団体連合会での納付金額の確定によるものや、 各種事業の完了に伴う補正が主なもので、財源を一般会計からの繰入金 などで調整したものでございます。

補正予算書の65ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税の補正額は1,350万2,000円の減額で、一般被保険者及び退職被保険者の保険税収入見込みによるものでございます。

2款使用料及び手数料1項手数料の補正額は2万3,000円の増額で、督促手数料の収入見込みによるものでございます。

3 款県支出金1項県補助金の補正額は3,274万4,000円の増額で、療養 給付費や高額療養費の歳出増額に伴うものでございます。

4款財産収入1項財産運用収入の補正額は2万9,000円の減額で、財政調整基金の組み替えによる利子でございます。

5 款繰入金1項他会計繰入金の補正額は431万9,000円の増額で、財源 調整のための一般会計からの繰入金でございます。

同じく2項基金繰入金の補正額は345万7,000円の減額で、財源調整によるものでございます。

7 款諸収入1項延滞金加算金及び過料の補正額は190万1000円の増額 で、保険税の延滞金収入でございます。

8 款国庫支出金1項国庫補助金の補正額は296万4,000円の増額で、台 風19号に伴う保険税の減免及び一部負担金免除に対する補助金でござい ます。

以上、歳入合計2,496万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費の補正額は8万4,000円の減額で、宮城県国民健康保険団体連合会への負担額の確定によるものでございます。

同じく2項徴税費の補正額は31万円の減額で、完納報奨金の精査や台 風災害に伴います事業取りやめによる納税組合への補助金の減によるも のでございます。

2款保険給付費1項療養諸費の補正額は2,995万3,000円の増額で、医療費の上昇及び台風災害に伴う一部負担金の免除によるものでございます。

同じく 2 項高額療養費の補正額は200万円の増額で、1 項の療養諸費と 同様に医療費の上昇によるものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分の補正額は399万6,000円の減額、2項後期高齢者医療支援金等分の補正額は71万2,000円の減額で、宮城県国民健康保険団体連合会への納付金額の確定によるものでございます。

5 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費の補正額は125万6,000円の 減額で、特定健診の事業完了によるものなどでございます。

同じく2項保健事業費の補正額は60万3,000円の減額で、各種検診が完了したことによります助成金の精査によるものでございます。

6款基金積立金1項基金積立金の補正額は2万9,000円の減額で、財政 調整基金の組み替えによる利子でございます。

以上、歳出合計2,496万3,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額 8 億6,034万5,000円に歳入歳出それぞれ2,496万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 8 億8,530万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の90ページをお開きください。

議案第22号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

令和元年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、 次に定めるところによる。 (歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ684万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,767万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和2年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では後期高齢者医療保険料の収入見込み、歳出では広域連合への納付金見込みによるものでございます。

補正予算書の91ページをお開き願います。

第1表 歲入歲出予算補正

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料の補正額は684万5,000円の減額で、保険料の収納見込みによるものでございます。

以上、歳入合計684万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は684万5,000円の減額で、広域連合への納付金でございます。 以上、歳出合計684万5,000円の減額補正でございます。

補正前の予算額8451万9,000円に歳入歳出それぞれ684万5,000円を減額し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ7,767万4,000円とするものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第20号 国民健康保険特別会計補正 予算 (第4号)、議案第22号 後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3 号)につきまして、事項別明細書をごらんいただき、御審議の上、御可 決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第20号及び議案第22号について説明を終わります。

次に、議案第21号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) それでは、補正予算書75ページをお開き願います。

議案第21号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第21号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和元年度大郷町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,576万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,544万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」 による。

令和2年3月4日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、保険給付費並びに地域支援事業費の 今年度実績による予算額の調整によるもので、財源につきましては給付 費等の決算見込み額にあわせた特定財源及び一般会計の繰入金等により 調整した内容でございます。

2月末現在の第1号被保険者数でございますが、2,969人となっておりまして、前年同期と比べまして82人の増加。同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数でございますが、580名でございまして、同様に21人の増加となっております。

それでは、76ページの第1表 歳入歳出予算補正によりまして款項ご とに内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料450万2,000円の減は、主に台風19号減額措置によるものでございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1,000円の増は、督促手数料でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金2,446万5,000円の減につきましては、実績に伴う減額補正でございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金823万8,000円の減は、保険給付費の減額に伴うものでございます。

第2項の国庫補助金569万3,000円の減額につきましては、実績による 調整交付金の整理並びに保険者機能強化推進交付金につきましては、内 示額により計上した内容でございます。 第5款県支出金第1項県負担金1,531万7,000円の減につきましては、 国庫同様、保険給付費の減額に伴うものでございます。

第2項県補助金108万8,000円の減につきましては、地域支援事業の減額に伴うものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金911万5,000円の減額につきましては、保険給付費地域支援事業費の減額に伴う町負担分の減及び事務費繰入金の減によるものが主なものでございます。

第2項の基金繰入金261万9,000円の増につきましては、財源調整の補 正計上でございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料3万4,000円の増につきましては、延滞金の収入実績による増額補正でございます。

以上、歳入補正の合計が6,576万4,000円の減額補正でございます。 続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費6万7,000円の減、需用費の計数整理に よるものでございます。

第3項の介護認定審査会費134万1,000円の減につきましては、介護認 定調査訪問業務の件数減及び黒川地域行政事務組合負担金の調整等によ るものでございます。

第4項運営協議会費16万4,000円の減、各種委員会の開催回数の変更に 伴うものでございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費5,321万9,000円の減、第2項介護予防サービス等諸費516万8,000円の減、第3項高額介護サービス費1万1,000円の減、第5項特定入所者介護サービス等費324万8,000円の減額補正につきましては、いずれも実績による減額補正としたものでございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費8,000円の増額、第3項包括的支援事業・任意事業費283万5,000円の減につきましては、こちらもいずれも実績による減額補正を図ったものでございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金28万1,000円の増額につきましては、平成30年度精算による介護給付費交付金返還金でございます。

歳出補正額合計6,576万4,000円の減、補正前の予算額10億8,121万2,000円から歳入歳出それぞれ6,576万4,000円を減額しまして、補正後の予算額をそれぞれ10億1,544万8,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為補正について、78ページ、第2表 債務負担行為 補正にて御説明申し上げます。

変更でございます。

事項につきましては、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務、期間につきましては補正前と同じでございます。減額を補正前「741万4,000円」を委託契約締結によりまして「575万3,000円」と変更するものでございます。

介護保険の補正予算につきましては、以上の内容でございます。

事項別明細書を御確認いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第21号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午後3時32分休憩午後3時42分開議

議長(石川良彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号及び議案第24号、議案第25号、議案第27号について説明を 求めます。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) それでは、議案第23号につきまして提案理由を 御説明申し上げます。

補正予算書の97ページをお開き願います。

議案第23号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号) 令和元年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,569万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,246万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によ

る。

令和2年3月4日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、マンホールポンプ長寿命化計画に基づくマンホールポンプ更新事業費の確定に伴う国庫補助金や下水道事業債の減額、台風19号災害に伴う災害復旧事業に係る国庫補助金や下水道事業債の増額、計数等の整理によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金1,106万6,000円の増額は、マンホールポンプ更新工事の額確定による社会資本整備総合交付金の減額及び台風19号災害におけるマンホールポンプ災害復旧工事費に係る国庫補助金の増額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金1万7,000円の減額は、財源調整による一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第6款諸収入第1項雑入5万5,000円の減額は、下水道フェア開催に伴 う下水道公社助成金の確定によるものです。

第7款町債第1項町債470万円の増額は、マンホールポンプ更新工事の 額確定並びにマンホールポンプ災害復旧工事の実施によるものです。

歳入合計で補正額1,569万4,000円を増額し、2億5,246万円とするものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費26万3,000円の増額は、マンホールポンプ緊急対応の実施によるものです。

第2項下水道建設費338万3,000円の減額は、マンホールポンプ更新工事などの額確定によるものです。

第3項流域下水道費4万1,000円の減額は、吉田川流域下水道事業負担金の確定によるものです。

第4項下水道災害復旧費1,885万5,000円の増額は、台風19号災害に伴 うマンホールポンプ災害復旧工事の実施によるものです。

歳出合計で補正額1,569万4,000円を増額し、2億5246万円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費です。

第1款下水道事業費第2項下水道管理費、事業名マンホールポンプ修繕事業、翌年度繰越額を131万1,000円とするものです。繰り越し理由でございますが、マンホールポンプについて故障により修繕が必要となっておりましたが、その修繕に時間を要し、年度内での完成が困難であることにより繰り越すものです。

第2項下水道建設費、事業名マンホールポンプ長寿命化事業、翌年度 繰越額を765万円とするものです。繰り越し理由ですが、マンホールポ ンプについて工場製作となりますが、台風19号の影響によりその製作に 時間を要し、年度内での完成が困難であることにより繰り越すものでご ざいます。

第4項下水道災害復旧費、事業名下水道災害復旧事業、翌年度繰越額を1,888万5,000円とするものです。繰り越し理由ですが、マンホールポンプの制御盤について工場製作となりますが、台風19号の影響によりその製作に時間を要し、年度内での完成が困難であることにより繰り越すものでございます。

次ページになります。

第3表 地方債の補正です。

まず追加です。

起債の目的であります下水道災害復旧事業について、限度額を620万円、 起債の方法は証書借入とし、利率については5.0%以内、ただし、利率 見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率とするものです。また、償還の方法は、政府資 金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と 協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り替えすることができる とするものです。

次に、変更です。

起債の目的である公共下水道につきまして、事業費の確定により限度額を「1,650万円」から「1,500万円」とするものです。起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、107ページをお開き願います。

議案第24号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第5号)

令和元年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,103万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,363万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年3月4日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、台風19号災害のため、汚水管布設工事が 未実施になったことに伴う工事費の減額、災害復旧関連工事の終了に伴 う工事費の減額、計数等の整理によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正について御説明いたします。

まず、歳入です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料76万7,000円の減額は、農業集落 排水使用料の収入見込み額の減額によるものです。

第4款県支出金第2項県補助金1,060万円の減額は、台風19号による管 渠、マンホールポンプ等について国の災害復旧事業での対応で計上して ございましたが、吉田川堤防改修等によりその必要性がなくなりました ので、工事費を減額するものです。

第5款繰入金第1項他会計繰入金4,967万円の減額は、財源調整により 一般会計からの繰入金の調整によるものです。

歳入合計で補正額6,103万7,000円を減額し、6,363万2,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費22万円の増額は、汚泥引き抜き量の増によるものです。

第2項農業集落排水事業建設費1,366万3,000円の減額は、県道利府松 山線下水道管移設工事の額の確定、計画しておりました管布設工事の未 実施による工事費の減額によるものです。 第3款農業集落排水施設災害復旧費4,759万5,000円の減額は、台風19号災害復旧に係る汚水管渠内の清掃酌み取りの完了による手数料並びに高圧洗浄業務委託料の減額、中粕川地区で被災を受けたマンホールポンプ並びに下水道管について、国の災害復旧を計画しておりましたが、吉田川堤防改修に伴いその必要性がなくなったことにより、測量設計委託料並びに復旧工事費の減額によるものです。

歳出合計で補正額6,103万7,000円を減額し、6,363万2,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費、事業名農業集落排水施設機能診断事事業、翌年度繰越額を473万円とするものです。繰り越し理由ですが、農業集落排水施設の調査診断について、台風19号の影響によりその業務について不稼働日が生じたため、年度内での完成が困難であることにより繰り越すものです。

第3款農業集落排水施設災害復旧費、事業名農業集落排水施設災害復旧事業、翌年度繰越額を297万円とするものです。繰り越し理由ですが、マンホールポンプの制御盤につきまして工場製作となりますが、台風19号の影響によりその製作に時間を要し、年度内での完成が困難であることにより繰り越すものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、115ページをお開き願います。

議案第25号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第25号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算 (第4号)

令和元年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ633万 6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,843万 5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月4日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、浄化槽設置工事実施に伴う契約請差による減額、設置基数の減による設置工事費等の減額、計数等の整理によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正の説明を行います。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金17万1,000円の減額は、設置基数減に伴う受益者分担金の収入見込み額の減額によるものです。

第2款使用料及び手数料第1項使用料32万4,000円の減額は、合併処理 浄化槽使用料の収入見込み額の減額によるものです。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金371万6,000円の減額は、事業費確 定による国庫補助金の減額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金211万1,000円の増額は、財源調整により一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第6款諸収入第1項雑入6万4,000円の増額は、消費税還付金の額の確 定による増額です。

第7款町債第1項町債430万円の減額は、合併浄化槽整備事業費確定に よる下水道事業債の減額によるものです。

歳入合計で補正額633万6,000円を減額し、5,843万5,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費17万7,000円の 増額は、フロアー修繕費増額によるものです。

第2項合併浄化槽建設費619万6,000円の減額は、工事請負費の契約請差による減額並びに設置基数の減による工事費の減額によるものです。

第3款合併浄化槽災害復旧費31万7,000円の減額は、台風19号災害による被災を受けた合併浄化槽の清掃等の完了によるものです。

歳出合計で補正額633万6,000円を減額し、5,843万5,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 地方債補正です。

変更になります。

起債の目的であります合併処理浄化槽整備事業につきまして、事業費

の確定により限度額を「830万円」から「400万円」とするものです。起 債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、134ページをお開き願います。

議案第27号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的な部分については使用水量の減に伴う水道料金収入の減額によるもの、台風19号災害の緊急対応が終了したことによる修繕費の減額によるもの、大崎広域水道からの受水量減に伴う受水費の減額によるものが主なものでございます。また、資本的な部分につきましては、県道利府松山線道路改良工事に伴う配水管移設工事費の額の確定による負担金の増額、石綿セメント管更新事業費の確定による企業債の増額、建設改良における工事費並びに委託料の確定並びに計数整理が主なものでございます。

それでは、御説明いたします。

議案第27号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算 (第5号)

(総則)

第1条 令和元年度大郷町水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和元年度大郷町水道事業会計予算(以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入です。

第1款水道事業収益を430万5,000円減額し、2億3,694万8,000円とするものです。

第1項営業収益437万2,000円の減額は、使用水量減に伴う水道料金収入の減額、公営高崎団地の建設や戸建て住宅などの建設に伴う新規加入者がふえたことに伴う加入金の増額が主なものです。

第2項営業外収益6万7,000円の増額は、放射能水質検査に伴う東京電力からの損害賠償金によるものです。

続きまして、支出です。

第1款水道事業費用を1,995万6,000円減額し、2億2,631万円とするものです。

第1項営業費用2,117万3,000円の減額は、台風19号災害による緊急修繕が完了したことによる修繕費の減額、使用水量減に伴う大崎広域水道からの受水費の減額によるものです。

第2項営業外費用96万8,000円の増額は、特定収入消費税の増額による ものです。

第3項特別損失24万9,000円は、水道使用料につきまして不納欠損処分の計上によるものです。

次ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,946万2,000円は当年度分損益勘定留保資金9,161万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額785万,1000円で補塡するものとする。)まず、収入でございます。

第1款資本的収入を360万5,000円増額し、3,756万3,000円とするものです。

第1項工事負担金160万円の増額は、県道利府松山線道路改良工事に伴う配水管移設工事費の確定による負担金の増額によるものです。

第3項企業債200万円の増額は、石綿セメント管更新事業費の確定によるものです。

第4項国庫支出金8,000円の増額は、粕川大橋添架管更新設計並びに石綿セメント管更新設計業務に係る交付金の確定によるものです。

第2項他会計負担金第5項支出金、第6項他会計補助金につきまして の一斉の減額につきましては、計数整理によるものでございます。

次に、支出です。

第1款資本的支出を749万3,000円減額し、1億3,702万5,000円とする ものです。

第1項資産購入費6万円の減額は、公用車購入による額の確定によるものです。

第2項建設改良費743万3,000円の減額は、大松沢地区配水管設置に伴う委託料並びに工事費の額の確定によるもの、石綿セメント管更新事業に伴う委託料並びに工事費の額確定によるものです。

続きまして、次ページです。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた既定の企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的でございます水道管路近代化推進事業につきまして、石綿セメント管更新事業費の確定により、限度額を「2,490万円」から「2,690万円」

円」に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきまして は変更ございません。

(議会の議決を得なければ、流用することができない経費) 第5条 予算第8条に定められた経費の金額を次のように改める。 職員給与費を14万4,000円増額し、1,207万8,000円とするものです。 令和2年3月4日提出。

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第27号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第23号、第24号、第25号につきましては補正予算事項別明細書をごらんいただき、議案第27号につきましては補正予算説明書をごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第23号及び議案第24号、議案第25号、議案 第27号について説明を終わります。

次に、議案第26号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) それでは、議案第26号につきまして提案 理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の127ページをごらん願います。

議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第2 号)

令和元年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号)は、次 に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万 2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,418万 8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和2年3月4日提出。

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、歳入におきましては、事務費に係る一般会計繰入 金により財源調整を図ったものとなります。歳出におきましては、恵の 丘の管理に係る委託業務完了に伴う補正となります。

なお、恵の丘につきましては、20区画中18区画の契約が完了し、16世

帯が入居している状況にございます。

128ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算補正です。

初めに、歳入ですが、1款繰入金1項他会計繰入金の補正金額は4万2,000円の減額で、歳出予算計上に伴い減額して調整したものとなります。

歳入補正額の合計は4万2,000円の減額となります。

続いて、歳出について御説明いたします。

1 款宅地分譲事業費 1 項宅地分譲事業費の補正金額は 4 万2,000円の減額で、恵の丘除草業務事の契約請差を減額計上するものでございます。 歳出補正額合計は 4 万2,000円の減額です。

以上、補正前の予算額1,423万円から歳入歳出とも4万2,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1,418万8,000円とするものです。 議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号)についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、 御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第26号について説明を終わります。

議長(石川良彦君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時12分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、 その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員